

大坂城代の履歴 中

橋本 久

21 松平 乗邑のりぎ

享保七寅六月朔日

在所江奉書以被仰付、

松平和泉守(左近將監 乗邑)

大坂御城代 被任四品

同 八卯正月十五日

加判列

享保八卯四月廿一日

老中

(侍従)松平左近將監(乗邑)

延享二丑三月十八日

一万石御加増

同 年十月九日

御役御免、居屋敷被召上、差控

同月十日

御加増被召上、隠居被仰付

〔寛政重修諸家譜〕

貞享三年(一六八六) 生る。松平和泉守乗春の長男、母は奥平大膳亮昌

〔徳川実紀〕

享保七年六月朔日 松平和泉守乗邑かりに大坂城代をつとむべ

能(六)が女。

きむね。奉書もて伝へらる。(日記)

元禄三年十一月十日 遺領を継、六万石を領す、……(時に

五歳)。

享保八年正月十五日 酒井修理大夫忠音大坂城代となる(日記)  
享保八年四月廿一日 松平左近將監乗邑宿老となる。(日記)

元禄四年二月九日 唐津を改めて志摩国答志郡鳥羽城を賜ひ、伊勢、三河、近江三国のうちをも并せ領す。

元禄八年四月朔日 初めて常憲院殿(綱吉)に見え奉る。…元禄十三年十二月二十一日 従五位下和泉守に叙任し、宝永二年七月九日 初めて城地に行の暇をたまふ。

宝永七年正月二十六日 鳥羽を転じて伊勢国亀山を賜ひ、鈴鹿、河曲、三重、多気、飯野五郡及び近江国蒲生郡の内を領す。 ……

享保二年十一月朔日 亀山を改めて山城国淀にうつされ、撰河をよび近江国のうちをも并せ領す。 ……

享保七年六月六日 所領より大坂に赴、来春まで仮に城代の職に在べきよし、老中奉書もて仰を伝へしかば、

享保七年七月五日 乗邑、大坂にいたる。是月 左近将監に改む。

享保八年四月二十一日 老職に補せられ、

享保八年五月朔日 淀を改めて下総国佐倉をたまふ。

享保八年五月六日 しばしば封地をうつされ、しかのみならず去年以来大坂の任にありとて、金七千両を貸与へられ、

享保八年十二月十五日 従四位下にのぼる。 ……

享保九年十二月九日 侍従にすすむ。 ……

延享二年三月十八日 下総国のうちをいて一万石を加へらる。 ……

延享二年十月九日 乗邑かねて権威をふるふの聞えありければ、…、両御所(吉宗、家重)の御旨にかなはずとて

延享二年三月十八日 松平左近将監乗邑此度(八講)の惣督をもて、二字国俊の御刀を賜ひ。また常に事しげくつかふまつるにより一万石の加秩ありて褒せらる。(日記)

延享二年十月九日 宿老松平左近将監乗邑久しく権威をさしはさむふるまひあるにより。大御所よりしばしば御告諭ありしかど。さらにあらためしさまもなく。をのれの意を主張する事ども。御むねにたがへりとの事にて。職ゆるされ出仕をとどめらる。(日記)

延享二年十月十日 前の宿老松平左近将監乗邑ことし 大御所より賜はりし加恩の地を収公せられ。致仕を命ぜられ。邸宅をもめしあげらる。其子和泉守乗佑に原封六万石を給はり。下総国佐倉の城主たらしめ。なほ御前をとどめらる。

乗邑は故和泉守乗春が子にて。元禄三年十一月十日家つぎ。八年四月朔日わづか十歳にて初見し。十三年十二月廿一日叙爵して和泉守と称す。正徳二年八月三日一族左門乗包と申たがひぬることにより。率爾のふるまひせりとして逼塞せしが。いくほどなくゆるされ。享保二年十一月朔日伊勢国亀山より山城国淀に移されし時。京都近き要扼地なれば。よろづこころ入べき旨の命蒙り。七年六月六日大坂城の守りとなり。かりに城代の事をとる。そのとき左近将監とあらたむ。八年四月廿一日宿老に列し。十二月五日従四位下に叙し。九日侍従に任じ。…ことし三月十八日紅葉山法華八講惣督の勞を褒せられ。御手づから御刀たまはり。かさねてめし出され。日光山御宮御参をはじめ。年頃頭職

…

…

…

…

…

…

…

…

職をゆるされ、出仕をとどめられ、明日をまたずして居邸をしりぞくべしと仰下され、

延享二年十月十日 もとの領知六万石を男乗佑に賜ひ、新恩の一万石は収公せられ、八町堀の邸宅に蟄居すべき旨仰をかうぶる。

延享三年四月十六日 卒す。年六十一。……室は土屋相模守政直が女。

〔大阪編年史 第七卷〕

享保七年六月朔日、淀城主松平乗邑、大坂城代ヲ撰ス。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

享保八年四月二十一日、大坂仮城代松平乗邑、老中ニ転ズ。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

近隣の城主が臨時に大坂城代を撰るのは、4 永井直清以来である。

八代將軍吉宗により登用・拔擢された人物であるが、晩年、吉宗の逝去直後に退隠させられ、しかもその事情は不明とされた。

に勤勞し奉はりし事ども。一としてとどこほる事なく。御心ゆくばかりとり申しけるよしの御褒詞ありて。一万石の地を加秩せられ七万石となる。乗邑いまだ年若かりしよりつかへ奉りて。大御所の御けしきにかなひ。宿老の職にある事十五年。夙夜の勞をこたらず。当時の權要をつかさどりしに。その申行ふ事ども御心にたがふ事なく。申請ふ所叶はざる事なかりしかば。世の人のころよせも他にことなりしがごとし。御代あらたまりてわづかに廿余日にして。俄にかく御かうじ蒙り。加秩の所領までめし収められしは。いかなる故にやとうたがひをいだきけるも少なからず。されどその事の子細は。ひして伝へざればしるものなし。これしかしながら重職の居がたく。寵榮の久しくしがたきためしなるべきにやと世の人申侍りき。かくて隠退してのち。同じ三年四月十六日六十一歳にてうせぬるとぞ。(日記、藩翰譜続編)

料 22 酒井 忠音ただと

享保三戌八月四日

享保三戌八月四日

同 七寅正月三日

享保八卯正月十五日

同十三申七月七日

享保十三申十月七日

同廿卯五月十八日

御奏者番  
寺社奉行

辞

大坂御城代 被任四品

加判列

老中 被任侍従

卒

酒井修理大夫(忠音)  
酒井修理大夫(讚岐守 忠音)  
酒井修理大夫(讚岐守 忠音)

資

〔寛政重修諸家譜〕

元禄三年(一六九〇) 生る。酒井右京亮忠綱が二男、母は土井能登守

利房(一七〇)が女。

宝永三年九月 忠圍が病あつきにのぞみて養子となり、

宝永三年十月二十九日 遺領を継、

宝永三年十一月二十六日 はじめて常憲院殿(綱吉)にまみ

えたてまつる。……

宝永三年十二月十九日 従五位下修理大夫に叙任し、

宝永五年六月十二日 はじめて領地にゆくの暇を賜ふ。……

享保三年八月四日 日ごろ貞実なる旨聞しめされ、いまだ年

若なりといへども奏者番になさる。寺社奉行をまかねつ

とむべき旨台命をかうぶる。

享保七年正月三日 兩職をゆるされ、従四位下に叙せらる。

享保八年正月十五日 大坂の城代となり、

〔実紀〕

享保三年八月四日 酒井修理大夫忠音。牧野讚岐守英成奏者番

に命ぜられ寺社奉行をかぬ。忠音には日比の恪謹により。

青年ながら。ゆくゆく官務に慣はむがため。命ぜらるるよ

しの特旨あり。(日記)

享保七年正月三日 酒井修理大夫忠音多病なるをもて。寺社奉

行。奏者番の兩職をゆるされ。今までの勤勞によつて従四位

下に叙し。雁の間の座班にかへさる。(日記)

享保八年正月十五日 酒井修理大夫忠音大坂城代となる。よて

忠音に。このほど病さはやぎたるよし聞えしをもて。閏閏

の後胃なれば。城代の職命ぜらる。こころ入てつかふまつ

るべしと命ぜらる。これさきに奏者番にて寺社奉行かねた

りしを。身いたはる所多かりしとて。辞職せしをもてなり。

(日記)

享保八年正月十八日 讃岐守にあらたむ。

享保八年六月朔日 暇申すのとき、備前長義の御刀及び時服二十領、馬一疋を賜ふ。

享保九年三月二十一日 大坂に火災ありて城中危うかりしを忠音下知してこれを防ぎ、また諸士の災に逢しものには麩米をかしあたへ、其他米穀の出入等心を用ひし由上聞に達し、御喜色のむね奉書もて賞せらる。

享保十二年六月二十七日 越前国南条今立両郡をあらためて、摂津国有馬郡のうちにつさる。

享保十三年十月七日 老職に列し、

享保十三年十二月十五日 侍従にすすむ。……  
享保十四年十月八日 有馬郡の領地を転じて越前国の旧知に復され、……

享保二十年五月十八日 卒す。年四十六。…… 室は有馬中務大輔頼元が女。

享保十三年十月七日 大坂城代酒井讃岐守忠音宿老となり。

堀田伊豆守正虎大坂城代となる。(日記)  
享保二十年五月十九日 宿老酒井讃岐守忠音卒す。よりに音楽を停廃する事三日。(日記)

享保二十年五月二十日 酒井讃岐守忠音が事により、雁の間。菊の間縁類詰。諸番諸物頭。布衣の諸有司御けしきを伺ふ。国持。外様は宿老のもとに使を出し。御起居を候し奉る。

讃岐守忠音が子備後守忠存がもとに。少老水野老岐守忠定御使して。香銀をたまふ。(日記)

享保二十年七月三日 前宿老若狭国小浜の城主酒井讃岐守忠音遺領十万三千五百五十八石余。其子備後守忠存につがしめられ。雁間詰となさる。

この忠音。実は一族右京亮忠綱が二男なりしが。もとの鞆負佐忠冨が養子となり。宝永三年十月廿九日家つぎ。十二月十九日従五位下して修理大夫と称す。享保三年八月四日その行状直実の旨を聞召。ゆくゆく職事にも馴よとの面命ありて奏者番とせられ。寺社の奉行をかねしが。七年正月三日病にて両職をゆるされ。従四位下にのぼり。あくる。八年正月十五日。この程は病も快しと聞召ぬ。いよいよ努力すべしとの仰ごとありて。大坂城代になさる。其時讃岐守とあらため。九年の春坂城に火災ありし時。沙汰せしさますぐれたりとの御賞詞を蒙り。十三年十月七日宿老にのぼり。十二月十五日侍従に任じ。このときよりなし下さる。

る御内書前々の例に復し。若狭侍従となさる。かく御覚えふかりしが。にわかなる病にて。この五月十九日四十六歳にてうせぬ。(日記、年録、藩翰譜続編)

〔大阪編年史 第七卷〕

享保八年正月十五日、前奏者番兼寺社奉行酒井忠音、大坂城代トナル。(徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

享保九年四月、城米一万石ヲ、一石銀四十目ヲ以テ罹災ノ市民ニ松下グ。(比田氏諸留、手鑑、徳川実紀)

享保九年五月二十一日、二条・大坂・駿府在番・加番ノ扈從ノ数ヲ定ム。(徳川禁令考、徳川実紀)

享保十二年九月、幕府、大坂城ヲ修ム。(藤堂伊勢安濃津譜)

享保十三年十月七日、大坂城代酒井忠音、老中ニ転ジ、山形城主堀田正虎之ニ代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏

覚書)

23

堀田 正虎 まさとら

御詰

享保十三申十月七日

大坂御城代 被任四品

堀田伊豆守(正虎)

同十四酉正月廿三日

道中於勢州龜山卒

〔寛政重修諸家譜〕

(六六)寛文二年 生る。正俊が二男。母は稲葉美濃守正則が女。

(六六)延宝三年五月十八日 はじめて厳有院殿(家綱)に拜謁す

(六八)(時に十四歳)。

天和元年六月朔日 中奥の御小性となり、

天和元年十二月十一日より 菊間に候す。

天和二年十二月二十七日 従五位下伊豆守に叙任す。

〔徳川実紀〕

享保十三年十月七日 大坂城代酒井讃岐守忠音宿老となり。

堀田伊豆守正虎大坂城代となる。(日記)

享保十国龜山駅にて大病の聞えあるを以て。医員岡甫庵寿愿をつ

かはさる。(年録)

享保十四年二月二日 松平伊豆守信祝大坂の城代となりて従四

下に叙す。(日記)

貞享元年十月十日 父正俊が遺領下野国都賀郡のうちをい  
て二万石の地をわかち賜はる。  
元禄七年七月 兄下総守正仲が養子となり、領地は官におさ  
めらる。

元禄七年八月晦日 遺領を継、……

元禄十年五月二十八日 はじめて城地に行のいとまを賜ふ。

元禄十三年正月十一日 領地を出羽国村山郡のうちにつさ  
れ、山形に復す。……

宝永七年十二月十八日 從四位下に昇る。……

享保十三年十月七日 大坂の城代となり、

享保十三年十月二十五日 封地のうち二万石を割て、播磨  
河内兩國のうちにつさる。

享保十三年十二月朔日 大坂にゆく暇申のとき、備前長守  
の御刀をよび時服二十領、馬一疋をたまふ。

享保十四年正月二十二日 伊勢国亀山の駅をいて卒す。年  
六十八。…… 室は永井甲斐守尚申が女。

やはり、いきなり無官から大坂城代に抜擢されている。しかし任命されたものの、赴任途上で死去したため、実際には大坂に入ら  
なかつた唯一の人物となる。

〔大阪編年史 第七卷〕

享保十三年十月七日、大坂城代酒井忠音、老中ニ転ジ、山形城主堀田正虎之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏  
覚書)

享保十四年正月二十二日、大坂城代堀田正虎、大坂赴任ノ途次、伊勢亀山ニ於テ卒ス。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井

享保十四年三月十五日 大坂城代出羽国山形城主堀田伊豆守  
正虎遺領十萬石を嫡孫内記正春につがしむ。かつ没前の願  
により。次男左源太正亮に私墾田三千石を分つ事をゆるさ  
る。

この正虎は。故備中守正俊が二男にて。延宝三年五月十八  
日初見し。天和元年六月朔日中興小姓となり。其冬菊の間  
縁詰にうつされ。二年十二月二十七日從五位下に叙し。

伊豆守と称し。貞享元年十月十日 兄下総守正仲より二万  
石の地を分ちあたへられ。元禄七年七月六日 正仲うせて  
子なかりしかば世つぎとなり。

其時おのが所領二万石は返し奉り。十三年正月十一日陸奥  
国福島より今の城に転封せられ。宝永七年十二月六日從四  
位下にのぼり。去年十月七日大坂の城代となりてかの地に  
赴しに。ことしの正月廿二日伊勢国亀山の駅にて。にはか  
に病で卒す。年六十八。(日記、藩翰譜続編)

氏覚書

24 松平 信祝のぶとむ

正徳四年九月六日

享保十四西二月二日

御奏者番

大坂御城代

被任四品

同十五戌七月十一日

加判列／老中

被任侍従

延享元子四月十八日

卒

(四品)松平伊豆守(信祝「祝」)

松平伊豆守(信高)

松平伊豆守(信祝「祝」)

〔寛政重修諸家譜〕

天和三年 生る。松平伊豆守信輝が長男。母は井上中務少輔

正任が女。

元禄六年九月朔日

はじめて常憲院殿(綱吉)にまみえ

たてまつる(時に十一歳)。……

元禄十年十二月十八日 従五位下甲斐守に叙任す。

宝永六年六月十八日

封を襲

宝永六年六月二十一日 伊豆守にあらたむ。

宝永七年二月十五日 はじめて城地にゆくの暇をたまふ。

正徳二年七月十二日 古河を転じて三河国吉田に移さる。

正徳四年九月六日 奏者番となり、

享保十四年二月二日 大坂の城代に転じ、従四位下に昇る。

享保十四年二月十五日 吉田をあらため遠江国浜松城をたま

はる。

享保十四年四月朔日 大坂にゆくのとま申のとき、御手づ

から末の青江の御刀をたまひ、時服十領ならびに馬一疋

を賜ふ。

〔徳川実紀〕

元禄六年九月朔日 松平伊豆守信輝子亀千代信祝。…… 初見

するもの八人。(日記)

元禄十年十二月十八日 叙爵十四人。…… 松平伊豆守信輝子

亀千代信祝は甲斐守。……と称す。(日記)

宝永六年六月十八日 下総国古河城主松平伊豆守信輝こふま

に致仕し。其子甲斐守信祝に封地七万石をつがしめらる。

(日記、藩翰譜続編)

宝永七年二月十五日 松平伊豆守信祝も初めて就封のいとま

さる。(日記)

正徳二年七月十二日 御側用人本多中務大輔忠良三河の国刈屋

より下総国古河にうつり。松平伊豆守信祝は古河より三河

の国吉田にうつり。牧野大学成央は吉田より日向延岡に移

り。三浦老岐守明敏は延岡より刈屋にうつる。(日記)

正徳四年九月六日 松平伊豆守信祝。牧野讚岐守英成ともに

奏者番となり。(日記)

享保十四年二月二日 松平伊豆守信祝大坂の城代となりて従四



享保十五年五月二十八日 信祝職事を精勤し、且御むねを

うかがふの事、其よろしきを得たりとおぼしめすのよし、  
右京大夫輝貞より書翰をもつて仰をつたふ。

享保十五年七月十一日 老職となり、

享保十五年十二月十五日 侍従にすすむ。……

延享元年四月十四日 病により職を辞すといへどもゆるされ

ず。

延享元年四月十八日 卒す。年六十二。……室は酒井雅楽頭

忠挙が養女。

位下に叙す。(日記)

享保十四年四月朔日 大坂城代松平伊豆守信祝赴任のいとま

たまはり。末青江の御刀。時服。馬を下さる。(日記)

享保十五年五月廿八日 大坂城代松平伊豆守信祝夙夜の勞のみ  
ならず。うちうち聞え上る事ども御けしきにかなひしよし。

右京大夫輝貞して仰を伝へらる。(日記)

享保十五年七月十一日 大坂城代松平伊豆守信祝宿老にのぼ

り。(日記)

延享元年四月十八日 宿老松平伊豆守信祝卒す。(日記)

延享元年四月十九日 昨日松平伊豆守信祝うせしをもて。けふ

より音楽を禁ぜらるること三日なり。(日記)

延享元年四月廿日 松平伊豆守信祝卒せしをもて。雁間。

菊間縁類詰。番頭。物頭。布衣以上出仕して御氣色をうか

がふ。国持。外様のともがらは。使を宿老ならびに松平

右京大夫輝貞のもとに呈し。在封は飛札をもてうかがふ。

また少老板倉佐渡守勝清もて。信祝が子左衛門佐信復に香

銀三十枚をたまふ。(日記)

延享元年六月四日 故宿老遠江国浜松城主松平伊豆守信祝が子

左衛門佐信復に。遺領七万石を賜ふ。

この信祝は。故の伊豆守信輝が子にて。元禄六年九月朔日

初見し。十年十二月十八日従五位下して甲斐守と称し。

宝永六年六月十八日父信輝が致仕せし時家つぎ。伊豆守に

あらため。正徳二年七月十二日下総の国古河の封を転じて

三河の国吉田にうつり。四年九月六日奏者番を奉り。

〔大阪編年史 第七卷〕

享保十四年二月二日、吉田城主松平信祝、大坂城代トナル。(徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

享保十四年二月十五日、大坂町奉行鈴木利雄、大目付ニ転ジ、目付稻垣種信之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

氏覚書

享保十五年七月十一日、大坂城代松平信祝、老中ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行土岐頼稔、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

武鑑、藤井氏覚書

將軍吉宗により、大坂城代の在職一年五カ月で、直ちに老中に抜擢されている。

25

土岐

頼稔よすね

享保八卯三月廿八日

御奏者番

土岐丹後守(頼稔)

享保十三申七月六日

寺社奉行

土岐丹後守(頼稔)

享保十五戌七月十一日

大坂御城代

被任四品

土岐丹後守(頼稔)

享保十九寅六月六日

所司代

(侍従)土岐丹後守(頼稔)

寛保二戌六月朔日

加判列/老中

(侍従)土岐丹後守(頼稔)

延享元子九月十二日

卒

享保十四年二月二日大坂城代にぬきんでられ。その日従四位下へのぼり。所領を今の地にうつされ。十五年五月廿八日任所の事どもよくはからふ旨褒詞を伝へられ。七月十一日連署の衆に加り。十二月十五日侍従へのぼり。元文四年八月御筆の画賜り。五年の夏 大納言殿の御筆をも下され。在職十五年。この四月十八日六十二歳にてうせぬるなり。(日記、藩翰譜統編)

〔寛政重修諸家譜〕

元禄八年 大坂に生る。父伊予守頼股が長男。母は某氏。  
宝永五年四月十五日 はじめて常憲院殿(綱吉)にまみえ

たてまつる(時に十四歳)。

宝永六年三月七日 従五位下丹後守に叙任し、

正徳三年七月六日 封を襲、

正徳四年六月十三日 はじめて領地にゆくの暇をたまふ。

享保六年七月二十一日 こふて弟帯刀頼郷に、収納のうち

三千俵をわかちあたふ。

享保六年十二月二十九日 これよりのち大井川の堤普請の事

をつとむべきむね仰をかうぶり、駿河国の御料所二万二千

六百石余の地をあづけられ、のちまた七千石余を増あづ

ける。

享保八年三月二十五日 奏者番となり、

享保十三年七月六日 寺社奉行をかぬ。

享保十五年七月十一日 大坂の城代となり、従四位下に昇り、

封地を転じて摂津国豊島、有馬、川辺、河内国志紀、

若江、播磨国美囊、加東、加西、多可、神東、美作国英

田、勝南等十二郡のうちにつとまる。

享保十五年九月二十八日 いとま賜ふのとき、備前元重の

御刀及び時服、馬をたまはる。

享保十八年八月十五日 さきに西国頓ありしとき、そのこと

を沙汰せしにより、備前高綱の御刀を拝賜す。

享保十九年六月六日 所司代に転じ、侍従にすすむ。

〔徳川実紀〕

宝永五年四月十五日 土岐伊予守頼股子兵部頼稔。……初見の

礼をとるもの十七人。(日記)

宝永六年三月七日 近年万石以上の輩襲封の後といへども。

おぼし召にて叙爵するもせざるもありしが。今より万石

以上の人々。みな叙爵有べしと仰下さる。これは將軍宣下

大札行はるる日近ければ。装束あらかじめ調べきため。

けふ令せらるるとなり。土岐兵部頼稔は丹後守。……と称す。

(日記、文露叢)

正徳三年七月六日 駿河国田中城主土岐伊予守頼股致仕の請を

ゆるされ。其子丹後守頼稔に原封三万五千石をたまふ。

正徳四年六月十三日 就封のいとまたまはるもの三十三人。……

土岐丹後守頼稔。……ははじめてのいとまなり(日記)

享保八年三月廿五日 黒田豊前守直邦奏者番となり。寺社の奉

行をかねしめらる。土屋但馬守陳直。太田備中守資晴。土

岐丹後守頼稔。増山対馬守正任とともに奏者番となる(日記)

享保十三年七月六日 奏者番井上河内守正之。土岐丹後守頼稔

寺社奉行をかねしめらる。(日記)

享保十五年七月十一日 奏者番兼寺社奉行土岐丹後守頼稔大坂

城代となり。従下の四位に叙せらる。所領も大坂に近き地

にかへらるべしとなり。(日記)

享保十九年六月六日 大坂城代土岐丹後守頼稔京所司代となり

侍従に任じ。奏者番稻葉佐渡守正親大坂城代となり従四位

下に叙し。奏者番仙石信濃守政房寺社奉行をかねしめらる。

享保十九年六月二十八日 備前真則の御刀、及び時服、羽織、黄金、馬等をたまひ、京師におもむく。  
享保十九年七月二十三日 参内して竜顔を拝し、天盃を賜ふ。

寛保二年六月朔日 老職となり、  
寛保二年七月二十八日 撰津播磨両国の領地を、上野国利根、

群馬、河内国志紀、若江、美作国英田、勝南六郡のうち  
にうつされ、上野国沼田城を賜ふ。のち領地のうちを割  
て、美作国勝北郡のうちにうつさる。

寛保二年八月二十八日 牧野備後守貞通所司代となるにより、  
そのことを奏せむがため京師におもむくのととき、……

延享元年八月二十五日 病にかかるにより、職を辞せん事を  
こふといへどもゆるされず、……  
延享元年九月十二日 卒す。年五十。…… 室は松平主殿頭  
忠雄が女。

(日記)  
寛保二年六月朔日 京所司代土岐丹後守頼稔宿老にのぼり。  
奏者番兼寺社奉行牧野越中守貞通京職となり。侍従に任じ  
備後守とあらたまむ。(日記)

延享元年九月十二日 宿老土岐丹後守頼稔卒す。  
延享元年九月十三日 土岐丹後守頼稔がうせたるにより。けふ  
より音楽をとどめらるる事三日。(日記)

延享元年九月十四日 土岐丹後守頼稔が事をもて。雁間。菊間  
の衆をはじめ。番頭。物頭。布衣以上出仕し。国持。外様  
は宿老のもとに使用して。御けしきをうかがひ。在封は飛札  
を奉る。頼稔が子伊予守頼熙に少老本多伊予守忠統して。

一香銀三十枚をたまふ。(日記)  
延享元年十月廿九日 故宿老上野国沼田城主土岐丹後守頼稔が  
子伊予守頼熙に遺領三万五千石を襲しめて。帝鑑間詰とせらる。

この頼稔は。もとの伊予守頼殷が子にて。宝永五年四月十  
五月初見し。六年三月七日從五位下して丹後守と称し。

正徳三年七月六日家つき。享保六年七月廿一日弟帯刀頼郷  
に三千俵をわかち。八年三月廿五日奏者番となり。十三年  
七月六日寺社の奉行をかね。十五年七月十一日大坂城代と  
なり從四位下に叙し。十九年六月六日京の所司代にうつり

侍従にのぼる。寛保二年六月朔日宿老になされ。駿河国田  
中城より今の地にうつり城をきづく。ことし病にふし辞職  
せしかどゆるされず。この九月十日五十歳にてうせぬるな

り。…… (日記、藩翰譜統編)

〔大阪編年史 第八卷〕

享保十五年七月十一日、大坂城代松平信祝、老中ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行土岐頼稔、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代

武鑑、藤井氏覚書)

享保十六年五月十二日、幕府、大坂城代ニ令シ、米屋ヲシテ米穀買入資金ヲ富豪市民ニ借ラシメ、以テ米価ノ騰貴ヲ図ル。(享保六年

同十六年町奉行所文書)

享保十六年六月、大坂城ヲ修覆ス。(大坂御城代公用人諸事留写)

享保十六年十月十四日、大坂城代ニ令シ、高間伝兵衛ノ買入米ハ、造酒屋ノ請願ニ応ジ代金延払ヲ以之ヲ売却ス可ク、又

京都・奈良・堺・伏見四ヶ所ニ延金ヲ以テ貸与スルモ亦可ナリトス。(享保六年同十六年町奉行所文書)

享保十六年十二月二十六日、大坂城内官金紛失ノ罪ヲ以テ、是日金奉行富士市左衛生門以下十数名ヲ処刑ス。

(徳川実紀、享保六年同十六年町奉行所文書、聞書)

享保十七年八月二十三日、大坂城代土岐頼稔ニ命ジ、西南諸国蝗害ノ状況ヲ報告セシム。(虫附損毛留書)

享保十七年八月三十日、大坂城代ニ命ジテ、米ヲ蝗害諸国ニ売却セシメ、又東北三道ノ諸侯以下ニ令シテ、大坂若シクハ

西南諸国ニ廻米スルコト例年ヨリ多カラシム。(享保日録、虫附損毛留書、「付録」兼香公記、松浦家世継伝)

享保十七年十一月二十二日、大坂城代土岐頼稔、諸藩邸ノ留守居ヲ召シ、封内ノ農民ヲ賑恤シテ廻米ノ至ルヲ待タシム。(虫附損毛

留書)

享保十八年正月九日、大坂城代ニ命ジテ非人ノ本国ヲ調査シ、其老幼・病者ヲ非人頭ニ介抱セシム。(虫附損毛留書)

是日、大坂城代ニ命ジ、米二千石ヲ長崎ニ輸送セシム。(虫附損毛留書、和蘭貿易書類)

享保十八年正月十三日、大坂城代、蝗害諸国へ廻米ノ額ヲ増サンコトヲ請フ。幕府、篠山外十七藩ノ城米ヲ割キテ之ヲ補フ。(虫附

損毛留書)

享保十八年正月十四日、大坂城代ニ命ジ、米ヲ西南諸国ニ送ル与力ニ於テ夫馬ヲ要求シ、人民ノ困難ヲ致スコト勿ラシム。(虫附損

毛留書)

享保十八年正月十九日、京都所司代・大坂城代ニ命ジ、予メ京坂両地窮民賑救ノ方法ヲ上申セシム。(虫附損毛留書)

享保十八年二月七日、京都所司代・大坂城代ノ請ヲ聴シ、京都ニ米二千石ヲ施シ、大坂ニ二万石ヲ松下グ。(虫附損毛留書、月堂見

聞集、「付録」兼香公記)

享保十八年四月二十一日、大坂城代二命ジ、諸藩ニ至ル町奉行付与力ヲシテ、見聞スル所ノ救荒ノ状況ヲ報告セシム。(虫附損毛留書)

〔大阪編年史 第九巻〕

享保十八年五月十八日、幕府、米穀ノ買置ヲ禁ジ、又北陸諸国新麦ノ買上ヲ停メ、米麦ヲ大坂ニ直輸シテ之ヲ売ラシム。

次デ大坂城代二命ジ、其備穀ヲ発売セシム。(虫附損毛留書)

享保十八年八月五日、大坂城代に命ジ、蝗害諸国本年豊凶ノ状ヲ上申セシム。

享保十八年九月十七日、諸大名償還スル所ノ米十萬石ヲ、京都・大坂・駿府ニ分儲ス。又大坂ノ米価漸ク賤シク、市民困

窮ニ致サンコトヲ慮リ、大坂城代二命ジテ予防方法ヲ議セシム。(虫附損毛留書、司農府雜録)

享保十九年六月六日、大坂城代土岐頼稔、京都所司代二転ジ、淀城主稲葉正親之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

西日本の広範な諸国への蝗害対策は、將軍吉宗自らの指揮のもとに、京都所司代・大坂城代への直接指令が頻繁となった。

26 稲葉 正親まさちか

寄合

享保九辰正月廿八日 御使番

稲葉式部(正俊)

同 年六月廿五日 遠国御使御免、火事場見廻り兼帯

享保九辰七月廿五日 火事場見廻り兼帯

稲葉式部(正信)

同十三申七月朔日 御小性組番頭・四番組

稲葉式部

同十五戌三月廿七日 稲葉玄蕃家督相続ニ付御役辞

(越中守 正信「親」)

享保十六亥六月廿八日 御奏者番

稲葉越中守(正親)

享保十九寅六月六日 大坂御城代 被任四品

稲葉佐渡守(正親)

同 年九月十四日 卒

〔寛政重修諸家譜〕

元禄五年 下野国大田原に生る。大田原備前守政清が六男  
十蔵晴川が男。母は某氏。のち稲葉下野守正直が養子と  
なり。

宝永七年四月十九日 はじめて文昭院殿(家宣)にまみえ

たてまつり、

享保八年七月二十三日 家を継、

享保九年正月二十八日 御使番となり、

享保九年六月二十五日より火事場見廻をつとめ、

享保九年十二月十八日 布衣を着する事をゆるさる。

享保十三年四月 有徳院殿(吉宗)日光山に詣たまふの

とき供奉し、

享保十三年七月朔日 御小性組の番頭に進み、

享保十三年十二月二十一日 従五位下越中守に叙任す。

享保十五年三月二十七日 宗家玄蕃正恒が病篤きに臨て嗣と

なり其家を相続し、采地は収めらる。

享保十六年六月二十八日 奏者番となり、

享保十六年六月二十九日 佐渡守にあられたむ。

享保十七年五月十五日 はじめて領地にゆく暇をたまふ。

享保十九年六月六日 大坂の城代にすすみ、従四位下にのぼ

る。

享保十九年七月朔日 暇たまふのとき、綾小路定利の御刀、

時服二十領、馬一疋をたまふ。

〔徳川実紀〕

享保八辰七月廿三日 寄合稲葉下野守正能が養子式部正親……

をはじめ。父致仕して其子家つぐもの十八人。(日記)

享保九年正月二十八日 寄合稲葉式部正親ともに使番となる。

(日記)

享保九年六月廿五日 使番稲葉式部正親火災の地巡視のこと兼

しめらる。(日記)

享保十三年七月朔日 使番稲葉式部正親小性組番頭となる。

(日記)

享保十三年十二月廿一日 従五位下に叙するもの二十人。……

小性組番頭稲葉式部正親は越中守……と称す。(日記)

享保十五年三月廿七日 山城国淀の城主稲葉玄蕃正恒家つぎて

いくほどなく身まかり。よつぎ泣きをもて。支族小性組

番頭稲葉越中守正親に遺領十萬石をつがしめられ。正親が

二千石并に宅地は収公せらる。(日記、藩翰譜統編)

享保十六年六月廿八日 稲葉越中守正親。松平伊賀守忠愛は

奏者番を命ぜらる。(日記)

享保十九年六月六日 京所司代牧野河内守英成病もて。こふま

まに職ゆるさる。大坂城代土岐丹後守頼稔京所司代となり

侍従に任じ。奏者番稲葉佐渡守正親大坂城代となり従四位

下に叙し。奏者番仙石信濃守政房守社奉行をかねしめらる。

(日記)

享保十九年九月十五日 大坂城代稲葉佐渡守正親かしこに在て

享保十九年九月十四日 大坂にをいて卒す。年四十三。……

室は稲葉下野守正直が養女。

病にかかりければ。其子内匠頭正益に看侍のいとまを給ふ。

(日記)

享保十九年九月廿五日 少老太田備中守資晴大坂城代となり。

従四位下に叙せられ。奏者番兼寺社奉行西尾隠岐守忠尚

少老となる。(日記)

〔享保十九年十一月五日 記事欠。この一月、日記欠卷〕

〔大阪編年史 第九卷〕

享保十九年六月六日、大坂城代土岐頼稔、京都所司代二転ジ、淀城主稲葉正親之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、

藤井氏覚書)

享保十九年九月十四日、大坂城代稲葉正親没ス。(徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書、寛政重修諸家譜)

27 太田 資晴

享保八卯三月廿八日 御奏者番

享保十巳九月十一日 寺社奉行兼

享保十三申五月七日 若年寄

享保十九寅九月廿五日 大坂御城代 被任四品

元文五申二月廿四日 卒

太田備中守(資晴)

太田備中守(資晴)

太田備中守(資晴)

太田備中守(資晴)

室は戸田采女正氏定が女。

〔徳川実紀〕

宝永二年二月廿九日 駿河国田中城主太田撰津守資直遺領五万

三十七石余を。其子熊次郎資晴につがしめらる。(日記、

〔寛政重修諸家譜〕

元禄八年<sup>(二六五)</sup> 生る。父太田撰津守資直が五男。母は板倉隠岐守

重常が女。



宝永二年二月二十九日 遺領を継(時に十一歳)。

宝永二年三月二十八日 はじめて常憲院殿(綱吉)にまみえ  
たてまつり、……

宝永二年四月二十二日 封地を陸奥国白川、菊田、常陸国

多賀三郡のうちに移され、白川郡棚倉城に住す。

宝永六年四月四日 従五位下備中守に叙任す。

正徳四年六月十三日 はじめて城地に行のいとまをたまふ。

享保八年三月二十五日 奏者番となり、

享保十年九月十一日より寺社奉行をかぬ。 ……

享保十三年五月七日 若年寄に転じ、

享保十三年九月二十二日 棚倉の城地を上野国館林に移され、

同国邑楽、下野国安蘇、都賀、芳賀、武蔵国埼玉、伊豆国

賀茂、那賀七郡の内を領す。 ……

享保十九年九月二十五日 大坂の城代となり、従四位下に進

む。この日封地を転じ、摂津国島下、島上、河内国若江、

近江国甲賀、高島、浅井、美作国勝北、備中国阿賀、小田

九郡のうちに移さる。 ……

享保十九年十一月十五日 大坂に行のいとま申のとき、左文

字の御刀、をよび時服二十領、馬一疋をたまふ。

元文五年三月二十三日 病篤により、奉書もてたづねらる。

元文五年三月二十四日 大坂をいて卒す。年四十六。 ……

藩翰譜続編

宝永二年四月廿二日 内藤紀伊守弑信は奥州棚倉より駿州田中  
にうつり。太田熊次郎資晴は田中より棚倉にうつる。(日

記、藩翰譜続編)

宝永六年四月四日 太田熊次郎資晴叙爵命ぜられて備中守と改

む。(日記)

正徳四年六月十三日 就封のいとまたまはるもの三十三人。

…… 太田備中守資晴……ははじめてのいとまなり。

(日記、間部日記)

享保八年三月廿五日 黒田豊前守直邦奏者番となり。寺社の

奉行をかねしめらる。土屋但馬守陳直。太田備中守資晴。

土岐丹後守頼稔。増山対馬守正任ともに奏者番となる。

(日記)

享保十年九月十一日 奏者番太田備中守資晴に寺社奉行をかね

しめらる。(日記、年録)

享保十三年五月七日 奏者番兼寺社奉行太田備中守資晴少老と

なる。(日記)

享保十九年九月廿五日 少老太田備中守資晴大坂城代となり。

従四位下に叙せられ。奏者番兼寺社奉行西尾隠岐守忠尚

少老となる。(日記)

元文五年五月十六日 故大坂城代太田備中守資晴が子摂津守

資俊に遺領五万三千七石余を襲しめ。旧領上野の国館林城

にかへさる。

この資晴は。故摂津守資直の五男なりしが。兄どもみ世を

〔大阪編年史 第九卷〕

享保十九年九月二十五日、若年寄太田資晴、大坂城代トナル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)  
 享保十九年是歳、大坂城内西丸及び京橋火薬庫ニ火薬各々ニ千貫目ヲ残シ、其他ハ悉ク之ヲ長興寺村火薬庫ニ納ム。

(大坂御城代公用人諸事留写)

元文五年三月二十四日、大坂城代太田資晴卒ス。(寛政重修諸家譜、累代武鑑、藤井氏覚書)

はやうしければ世つぎとなり。宝永二年二月廿九日家をつぎ。三月二十八日初見し。四月廿二日駿河国田中を転じて陸奥国棚倉に移り。六年四月四日叙爵して備中守と称し。享保八年三月廿五日奏者番となり。十年九月十一日寺社の奉行をかね。十三年五月七日少老の職に補せられ。上野国館林城にうつる。十九年九月廿五日大坂城代となり。従下の四位にすすむ。このとき館林は鎮所に遠く便宜ならずとて。摂津。河内等の国々にて所領かへ給はり。ことし三月廿四日大坂城にありてうせぬ。とし四十六。……(日記、藩翰譜統編)

28 酒井 忠知

御詰

元文五申四月三日

大坂御城代 被任四品

酒井雅楽頭(忠知)

延享元子五月朔日

西丸老中、松平能登守上座

(侍従)酒井雅楽頭(忠恭)

同年九月十八日

御本丸老中

同 二丑九月朔日

加判上座

寛延二(己)正月十五日 播州江所替溜詰  
〔寛政重修諸家譜〕忠恭

宝永七年 生る。父酒井飛騨守忠菊が四男、母は堀田豊前守

正休が女。

享保十六年九月 兄雅楽頭親本が終にのぞみて養子となり、

享保十六年十月二十三日 遺領を継、

享保十六年十一月朔日 はじめて有徳院殿(吉宗)にまみえ

たてまつり、

享保十六年十二月二十三日 従五位下雅楽頭に叙任す。

享保十七年十二月十六日 従四位下に昇り、

享保十九年六月十三日 はじめて城地にゆくのいとまをたま

ふ。

元文五年四月三日 大坂の城代となり、

元文五年六月朔日 いとま申のとき、延寿の御刀をよび時服

二十領、馬一疋を賜はる。

寛保二年七月二十八日 封地上総国市原、望陀兩郡のうち、

二万石余の地を割て、上野国群馬、碓氷、勢多、伊豆国

田方、播磨国加東、加西、多可、美濃、摂津国豊島、

川辺、有馬すべて十一郡のうちにつとさる。

延享元年五月朔日 西城の老職となり、侍従にすすみ、

延享元年六月二十七日 摂津国豊島、川辺、有馬、播磨国

加東、加西、多可、美濃数郡の領地一万三千石余を、

上総国望陀、安房国長狭、平、安房、相模国三浦、鎌倉、

高座、愛甲、陶綾、大住十郡のうちにつとさる。……

大輔政邦が女。

〔徳川実紀〕

享保十六年十月廿三日 上野国厩橋城主酒井雅楽頭親本うせし

かば。その養子刑部忠恭に遺領十五万石をつがしむ。(日

記、藩翰譜続編)

享保十六年十二月廿三日 諸大夫命ぜられしものは、酒井刑部

忠恭は雅楽頭。……と称す。(日記)

享保十七年十二月十六日 佐竹修理大夫義堅、酒井雅楽頭忠恭。

戸田伊予守氏長。松平主殿頭忠雄従四位下に叙す(日記)

享保十九年六月十三日 就封廿九人。酒井雅楽頭忠恭。……は

初てのいとまなり。(日記)

元文五年四月三日 酒井雅楽頭忠恭大坂城代となり。駿府町奉

行松浦与次郎信正は大坂町奉行となり。使番筒井主殿忠雅

は駿府町奉行となる。(日記)

延享元年五月朔日 大坂城代酒井雅楽頭忠恭西城の宿老とせら

れ侍従にのぼる。奏者番兼寺社奉行堀田相模守正亮これに

かはり大坂城代になりて。従四位下にせらる。(日記)

延享元年九月十八日 この頃執政欠員多きをもて。酒井雅楽頭

忠恭しばし本城の事奉り。西城をも見廻るべしと仰付らる。

(日記)

延享二年九月朔日 酒井雅楽頭忠恭は宿老の首座たるべしと命

ぜられ。(日記)

寛延二年正月十五日 宿老酒井雅楽頭忠恭職を免じて溜詰とな

り。上野国厩橋城を転じて播磨国姫路の城に移さる。松平

延享元年九月十八日 本城の老中とともに勤仕し、且西城の

諸務をもうけたまはるべきむねおほせをかうぶる。

延享二年九月朔日 惇信院殿本城にうつらせたまふによ

り、したがひたてまつりて老中の上首となる。……

延享三年九月二十五日 上野国群馬、那波、勢田、緑野、

碓氷五郡二万九千石余の地を転じて、同国群馬、佐位、

山田、新田、上総国市原、周准、下総国相馬、常陸国

河内、安房国朝夷、平、長狭十一郡のうちにつさる。

寛延二年正月十五日 溜詰となり、この日所領をあらためて、

播磨国神東、神西、加東、加西、飾東、飾西、加古、

印南、揖西、揖東十郡のうちにつされ、姫路に住す。

安永元年七月十三日 卒す。年六十三。…… 室は榊原式部

喜八郎朝矩は姫路より厩橋に移る。

安永元年七月十六日 酒井雅楽頭忠恭卒せしかば、奏者番内藤

大和守頼由を御使して、その嫡孫河内守忠以を弔慰せられ。

銀三十枚を賜ひ、祭奠にあてらる。(日記)

安永元年八月廿七日 播磨国姫路城主酒井雅楽頭忠恭が嫡孫

河内守忠以をして、原封十五万石を襲しむ。

この忠恭は、一族飛騨守忠菊が四男なりしが、故の雅楽頭

親本が世継となり、享保十六年十月十三日家つぎて、十一

月朔日初見し。十二月廿三日叙爵して雅楽頭と称し。十七

年十二月十六日従四位下へのぼり。

元文五年四月三日大坂の城代となり。延享元年五月朔日

老臣の班にくははり、侍従に任じ、西城につけられ。

あくるとし九月朔日老臣の首座たるべきよしの仰をかうぶ

り。寛延二年の正月十五日溜詰となり。封を転て上野国

厩橋より播磨国姫路に移り。宝曆十三年京にて御即位あり

しに。慶賀の御使して。十二月廿八日少将へのぼり。この

七月十三日六十三歳にて卒せしなり(日記、藩翰譜続編)

〔大阪編年史 第九卷〕

元文五年四月三日、厩橋城主酒井忠恭、大坂城代トナリ、駿府町奉行松浦信正、大坂町奉行トナル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、

累代武鑑、藤井氏覚書)

寛保二年十二月二十五日、淀川及び中津川筋過書下船持等、書ヲ訴訟箱ニ投ジ、青物小廻賃ノ免除ヲ請フ。

是日、大坂城代、町奉行ニ命ジ、悉ク之ヲ却下セシム。(海部屋記録)

延享元年五月朔日、大坂城代酒井忠恭、老中ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行堀田正亮、之ニ代ル(寛政重修諸家譜、徳川実紀

累代武鑑、藤井氏覚書)

29 堀田

正亮まさすけ

寛保元酉四月十二日

御奏者番

堀田相模守(正亮)

寛保二戌七月朔日

寺社奉行兼

堀田相模守(正亮)

延享元子五月朔日

大坂御城代 被任四品

堀田相模守(正亮)

同 二丑十一月十三日

加判列

延享二丑十二月十二日

老中

(四品)堀田相模守(正亮)

同 年閏十二月十五日

被任侍從

寛延二巳九月廿八日

加判上座

宝曆十辰四月朔日

一万石御加増

同 十一巳二月十一日

卒

〔寛政重修諸家譜〕

正徳二年 山形に生る。正俊の四男主水正武が男、母は小林氏。

享保(七九)四年二月四日 正虎が養子となり、

享保十四年三月十五日 正虎が遺領出羽国村山郡のうちを

いて新墾田三千石をわかちたまはり寄合に列す。

享保十四年三月二十八日 はじめて有徳院(宮寺)殿に拝謁し、

享保十六年 姪正春が終に臨てこふむねあるにより、

享保十六年二月十三日 遺領を相続し、これまでの采地はお

さめらる。……

享保十六年十二月二十三日 従五位下相模守に叙任し、

享保十八年六月十三日 はじめて城地にゆくのとまをたまふ。

寛保元年四月十二日

奏者番となり、

〔徳川実紀〕

寛保元年四月十二日 堀田相模守正亮奏者番となる。(日記)

寛保二年七月朔日 奏者番堀田相模守正亮寺社奉行をかね。…

(日記)

延享元年五月朔日 大坂城代酒井雅楽頭忠恭西城の宿老とせら

れ侍從にのぼる。奏者番兼寺社奉行堀田相模守正亮これに

かはり大坂城代になりて。従四位下にせらる。(日記)

延享元年七月朔日 大坂城代堀田相模守赴任のいとまにより、

時服。馬をたまひ。御手づから備前則成の御刀を下さる。

(日記)

延享二年十一月十三日 大坂城代堀田相模守正亮宿老にくはへ

らる。阿部背守正福これにかはり。大坂の城代になりて

従四位下にのぼる。(日記)

延享二年閏十二月十五日 宿老堀田相模守正亮侍從にのぼる。

寛保二年七月朔日より 寺社奉行をかぬ。

延享元年五月朔日 大坂の城代に転じ、從四位下に昇り、

封地のうち四万石を播磨、河内兩國の内に移さる。

延享元年七月朔日 大坂にゆくのとま申のとき、備前則成

の御刀及び時服二十領、馬一疋を賜ふ。

延享二年十一月十三日 老職に補せられ、

延享三年正月十五日 侍從にすすむ。

延享三年正月二十三日 さきにかへたまはりし河播兩國の領

地をよび出羽国の封内を割て、下総国印旛、千葉、埴生、海

上、匝瑳、香取、上総国山辺、武謝、長柄、夷隅、望陀、市原十二

郡のうちにつされ佐倉の城をたまふ。……

延享四年二月二十一日 出羽国の領内二万石の地を武藏、

下総、常陸、上野、下野五國のうちにつさる。……

延享二年八月三日 また出羽国の領地を下野國のうちにつ

さる。

寛延二年九月二十八日 老中の上首たるべきむね台命をかう

ふる。

寛延三年十二月六日 下総国香取、海上、匝瑳三郡のうち

して一万二千石の地を預けらる。

宝曆十年四月朔日 一万石を加へられ、下総国印旛、千葉、

埴生、海上、匝瑳、香取、豊田、上総国山辺、武謝、長柄、夷隅、

望陀、市原、武藏国埼玉、大里、男衾、常陸国真壁、河内筑

波、上野国那波、下野国都賀、河内、塩谷、相模国高座、大住、

愛甲二十六郡のうちにしてすべて十一万石を領す。

(日記、年録)

寛延二年九月廿八日 堀田相模守正亮は宿老の首座。酒井左衛

門尉忠寄は新に加番の列になされ。相模守正亮の次座たる

べしと命ぜらる。(日記)

宝曆十年四月朔日 宿老堀田相模守正亮一万石の加封せらる

宝曆十一年正月廿六日 この頃堀田相模守正亮が病にて久しく

出仕せざれば、松平右近將監武元へ仰ありて。病体を尋さ

せたまふ。(日記、家譜)

宝曆十一年正月晦日 大御所より松平右京大夫輝高をもて。

相模守正亮が病をとぶらひ給ふ。(日記)

宝曆十一年二月三日 堀田相模守正亮が病をとひて魚を賜はる。

(家譜)

宝曆十一年二月五日 御台所より堀田相模守正亮が病をとぶら

ひ魚をたまふ。(日記、家譜)

宝曆十一年二月六日 堀田相模守正亮病いよいよ危篤なるよし

きこしめし。小納戸伊東志摩守忠勳を御使し。かさねて

御とぶらひあり。粕漬鯛を賜はる。(日記)

宝曆十一年二月八日 宿老堀田相模守正亮卒す。よりて音楽を

停廢せらるること三日なり。(日記)

宝曆十一年二月九日 昨日堀田相模守正亮が事により。雁間菊

間詰。諸番頭。諸物頭。布衣以上みな出仕し宿老に謁し。

国持。外様衆は宿老の邸に使出し。在封は飛札もて。御け

しきをうかがふ。(日記)

宝曆十一年二月十日 少老松平撰津守忠恒を御使にて。堀田

〔大阪編年史 第九卷〕

延享元年五月朔日、大坂城代酒井忠恭、老中ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行堀田正亮、之二代ル（寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書）

延享二年十一月十三日、大坂城代堀田正亮、老中ニ転ジ、福山城主阿部正福、之二代ル。（寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書）

宝曆十年九月十三日 武蔵国賀美、那賀、幡羅、榛沢、児玉、

上野国佐位、那波七郡のうちにして一万七千八百石余の地をあづけらる。

宝曆十一年二月八日 卒す。年五十。…… 室は松平越中守

定儀が養女。

宝曆十一年三月廿六日 故の宿老下総国佐倉城主堀田相模守

正亮が子鉄蔵正順に。原封十一万石継しめらる。

相模守正亮が子鉄蔵正順を弔慰せられ。香火料銀三十枚をたまふ。御台所より銀五枚。大御所よりは。少老鳥居伊賀守忠意して二十枚を賜ふ。（日記、家譜）

此正亮。実は一族主水正武が子なりしを伯父伊豆守正虎かねて養子にせしが、故の内記正春が時に新墾田三千石をわかちしに。正春世をはやうせしかば。正亮叔父にて家継享保十六年十二月廿三日叙爵して相模守と称し。寛保元年四月十二日奏者番となり。明るとし七月朔日寺社奉行をかね。延享元年五月朔日大坂城代にうつり従四位下に叙し。明年十一月十三日宿老にすすみ侍従に任じ。三年正月廿三日出羽山形より今の城にうつり。寛延二年九月廿八日別の仰せによりて宿老の首座となり。宝曆十年四月朔日一万石を加へられ。合て十一万石となり。この二月八日卒す。年五十とぞ。（日記、家譜、藩翰譜続編）

御註

延享二丑十一月十三日 大坂御城代 被任四品  
同 四卯十二月廿日 御役御免

阿部伊勢守(正就)

資

〔寛政重修諸家譜〕正福まさよし

元禄十三年 生る。備中守正邦が四男。母は中村氏。

正徳三年五月二十八日 始めて有章院殿(家継)に拜謁す  
(時に十四歳)。

正徳四年十二月十八日 従五位下伊勢守に叙任し、

正徳五年三月十二日 遺領を継、この日弟百之助正容へと

しことに廩米五千俵をわかちあたふ。……

享保三年六月十五日 はじめて城地にゆくの暇をたまふ。

寛保三年四月十三日 関東川々の普請をたすけしにより、

時服十五領を賜ひ、家臣等にもものをたまふ。

延享二年十一月十三日 大坂の城代となり、従四位下にすすむ。

延享三年正月十五日 いとま申のとき御座にめされ、一乗正

真の御刀をよび時服二十領を賜ひ、馬一疋をひかる。

有徳院殿(吉宗)、浚明院殿(家治)よりも各時服五領を

かつけらる。この日石見国銀山警衛のことをゆるさる。

延享四年十二月二十日 職を辞す。

寛延元年十一月十九日 致仕し、

明和六年十月十日 卒す。年七十。……室は松平隠岐守定直

〔徳川実紀〕

正徳三年五月廿八日 阿部備中守正邦が子富之助正福初見す。

(日記)

正徳四年十二月十八日 阿部備中守正邦が子富之助正福は伊勢

守。……と称す。(日記)

正徳五年三月十二日 備後国福山城主阿部備中守正邦子伊勢守

正福に原封十萬石をつがしめ。次男隼人正容に廩米五千俵

を与へ。御家人たる事をゆるさる。(日記、藩翰譜統編)

享保三年六月十五日 就封三十二人。…… 阿部伊勢守正福。

……もはじめての暇鳴り。(日記)

寛保二年十月六日 松平大炊頭継政。(五名略)をめされ。

関東水害の地。河渠堤防の修築に人夫出すべしと命ぜらる。

松平大膳大夫宗広。細川越中守宗孝。阿部伊勢守正福。

京極佐渡守高矩は在封なれば奉書もて命ぜられ。……

(日記)

〔寛保三年四月十三日 記事なし〕

延享二年十一月十三日 大坂城代堀田相模守正亮宿老にくはへ

らる。阿部伊勢守正福これにかはり。大坂の城代になりて

従四位下にのぼる。(日記)



が女。卒す。継室は松平薩摩守吉貴が養女。

延享四年十二月廿日 大坂城代阿部伊勢守正福辞職して。

雁の間の班に列す。(日記)

寛延元年十一月十九日 備後国福山の城主阿部伊勢守正福が致仕の乞をゆるされ。其子伊予守正右に原封十萬石を襲しむ。この正福は。故の対馬守正邦が第三子にて。兄どもみな世を早うしければ嗣と定められ。正徳三年五月廿八日初て見え奉り。四年十二月十二日叙爵して伊勢守と称し。

五年三月十二日家つぎ。雁の間の座班に入。享保二年正月二日日光山の靈廟代參命ぜられ。寛保二年十月六日關東河渠修淘の助役し。延享二年十一月十三日大坂城代に擢られ。從四位下にすすみ。この日西城に登り 大御所に拝謁し奉りしに。坂城は要樞の地なれば。こころ入て守るべしとの特旨を蒙り。明の年正月十五日一乗の御刀下されて。任におもむく暇給はる。四年十二月廿日に辞職の乞をゆるされ雁間班に復せられ。けふ致仕して後。

明和六年十月十日七十歳にて身まかりぬ。(日記、藩翰譜続編、家譜)

〔延享大坂武鑑〕

御城代

延享二丑年ヨリ

阿部伊勢守正福四(拾万石 御居城備後福山)

〔大阪編年史 第九卷〕

延享二年十一月十三日、大坂城代堀田正亮老中ニ転ジ、福山城主阿部正福、之二代ル。(寛政重修諸家譜 徳川実紀、累代武鑑、藤井

氏覚書)

延享三年七月、大坂加番ノ役料ヲ定ム。(徳川禁令考)

延享四年十二月二十日、大坂城代阿部正福辞職ス。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

31 酒井 忠用（忠用）

延享四卯三月十一日 御奏者番

延享四卯三月十一日 寺社奉行見習〔兼〕

同 年六月朔日 寺社奉行本役〔兼〕

同 年十二月廿三日\*大坂御城代

延享四卯十二月十三日\*大坂御城代 被任四品

宝曆二申四月七日 所司代

同 六子四月七日 御役御免伺之上差扣

酒井修理大夫（忠用）  
酒井修理大夫（忠用）

酒井修理大夫（讚岐守 忠用）  
酒井修理大夫（讚岐守 忠用）

『柳菅補任』の大坂城代の項では、就任を延享四卯十二月「十三日」とするが、寺社奉行の項では「廿三日」とあり、寛政譜・実紀も後者である。

〔寛政重修諸家譜〕

享保五年 生る。酒井讚岐守忠音が四男、母は武藤氏。

元文二年九月十八日 はじめて有徳院殿（吉宗）に拜謁し、

元文二年九月二十七日 浚明院殿（家治）山王社にまうで

たまふのとき騎馬にて扈從す（時に十八歳）。

元文五年八月 兄備後守忠存が嗣となり、

元文五年十月七日 遺領を継、

元文五年十月十五日 有徳院殿（吉宗）にまみえたてまつり

元文五年十二月二十一日 従五位下修理大夫に叙任す。

寛保元年六月十三日 はじめて封地にゆく暇をたまひ、

延享四年三月十一日 奏者番となり、寺社奉行の職務を見習ひ、

〔徳川実紀〕

元文二年九月十八日 山王御宮参の小人騎馬にさされしをもて

はじめて拜謁する輩は、酒井備後守忠存が弟一学忠用。：

…（日記）

元文二年九月二十七日 竹千代君はじめて 御宮参あるに上

り。…かねて小人騎馬にさされし酒井備後守忠存が弟

一学忠用。奥平大膳大夫昌成が三男千十郎昌純等五十一人

…供奉す。（日記、御宮参記、公孫降誕録）

元文五年十二月廿一日 諸大夫命ぜらるるもの廿二人。酒井

一学忠用は修理大夫。…と称す。（日記）

延享四年三月十一日 酒井修理大夫忠用。松平宮内少輔忠恒。

延享四年六月朔日より 寺社の奉行をかぬ。

延享四年十二月二十三日 大坂の城代となり、この日従四位

下にのぼり、讃岐守にあらたむ。

寛延元年二月十五日 御手づから信正の御刀、時服二十領、

馬一疋を賜ひ、有徳院殿、浚明院殿(家也)よりも時服を賜はり、

大坂におもむく。

宝曆二年四月七日 所司代となり、侍従に任ぜられ、

宝曆二年五月朔日 暇申すのとき、青江次信の御刀をよび

時服五領、馬一疋をたまひ、

宝曆二年五月二十七日 参内し、竜顔を押し天盃をたまひ、

……

宝曆六年 召によりて参府するとき、……

宝曆六年四月十日 おぼしめすむねありて職をゆるされ、

宝曆七年三月晦日 致仕し、

宝曆七年十二月 左京大夫にあらたむ。

安永四年九月二十七日 小浜にをいて卒す。年五十六。……

室は松平越中守定儀が女。

酒井山城守忠休ともに奏者番となる。修理大夫忠用には

寺社奉行の職を見ならはしむ。(日記)

延享四年六月朔日 奏者番兼寺社奉行秋元撰津守涼朝

大納言殿(家治)の少老となる。寺社奉行のことに習はし

められし酒井修理大夫忠用これにかはり。酒井信濃守忠吉

大坂定番となる。(日記)

延享四年十二月廿三日 寺社奉行酒井修理大夫忠用大坂城代と

なり従四位下に叙す。奏者番稻葉丹後守正益寺社奉行をか

ぬ。(日記)

宝曆二年四月七日 大坂城代酒井讃岐守忠用京所司代となり。

侍従に任ぜらる。奏者番兼寺社奉行松平右京亮輝高大坂城

代となり。従下の四位して右京大夫と称す。(日記)

宝曆六年四月十日 京所司代酒井讃岐守忠用思召ありとて職

ゆるされ。雁間に候すべき旨命ぜらる。(日記)

宝曆七年三月晦日 若狭国小浜城主酒井讃岐守忠用が致仕の

こひをゆるされ。まことの弟宮内忠興に原封十万三千五百

五十八石余を襲しむ。

この忠用は、故讃岐守忠音が四子なりしが。兄が嗣子と

さだめられ。これよりさき 竹千代君(浚明院殿(家治)

御事)山王の社にまうではじめせさせ給ふとき。騎馬の供

奉をうけたまはりし時謁見し。元文五年十月家つぎて。

十二月廿一日従五位下に叙し修理大夫と称し。延享四年三

月十一日奏者番を奉り。六月朔日寺社の奉行をかぬ。

十二月廿三日大坂城代となりて。従下の四位にのぼり讃岐

〔大阪編年史 第九卷〕

延享四年十二月二十三日、奏者番兼寺社奉行酒井忠用、大坂城代トナル。(徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

宝暦元年六月二十七日、前將軍吉宗薨去ニヨリ、大坂町奉行連署シテ、自身番昼間当番ノ減少、遊廓營業停止ノ解禁等ニ

関シ、城代ノ指令ヲ仰グ。(公務集)

宝暦二年四月七日、大坂城代酒井忠用、京都所司代ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行松平輝高、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、

累代武鑑、藤井氏覚書)

32 松平

輝高てるたか

寛延二巳十二月十八日

御奏者番

松平因幡守(輝高)

寛延四未正月十五日

寺社奉行兼

松平因幡守(右京亮 輝高)

宝暦二申四月七日

大坂御城代

被任四品

松平右京亮(右京大夫 輝高)

同 六子五月七日

所司代

(侍従) 松平右京大夫(輝高)

同 八寅十月十八日

加判列ノ老中

(侍従) 松平右京大夫(輝高)

同 十辰五月六日

大御所様附

同 十一巳六月

幕御二付

同 八月二日

老中末席

同 十二月朔日

加判列

安永八亥十二月十五日

一万石御加増

天明元丑九月廿六日

卒

守とあらため。宝暦二年四月七日所司代にうつり侍従に任じ。同き六年四月十日辞職し。この日つかへしぞきて後、左京大夫にあらため又霊岳と号し。安永四年九月廿七日五十六歳にして終りぬ。(日記、藩翰譜続編)

〔寛政重修諸家譜〕

享保十年 生る。松平右京大夫輝規が長男、母は某氏。

元文元年十二月十五日 はじめて有徳院有徳院殿にまみえたてまつ

る(時に十二歳)

延享二年閏十二月十六日 従五位下佐渡守に叙任す。

延享四年十一月十五日 因幡守にあらたむ。

寛延二年二月九日 封を襲、……

寛延二年八月十五日 はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。

寛延二年十二月十八日 奏者番となり、

宝暦元年正月十五日 寺社奉行をかぬ。この日右京亮にあら

たむ。

宝暦二年四月七日 大坂の城代となり、従四位下に昇り右京

大夫にあらたむ。

宝暦二年四月十六日 越後国蒲原郡のうち二万石余の地を

摂津国有馬、豊島、川辺、河内国茨田、播磨国宍粟、加西六郡

のうちにつつされ、

宝暦二年四月十七日 四万石の兵賦をつとむべきむね仰下

さる。

宝暦二年六月朔日 大坂にゆくのいとまをたまひ、三池の

御刀ならびに時服十領を拝謁し、馬をひかる。

宝暦六年五月七日 所司代にうつり、この日侍従にすすむ。

宝暦六年六月朔日 上京の暇申とき御手づから備前景光の

御刀を賜ひ、時服五領、羽織一領、黄金二十枚、馬等を

〔徳川実紀〕

寛延二年十二月十八日 松平因幡守輝高。松平周防守康福。

黒田大和守直純奏者番となり。(日記)

寛延四年正月十五日 奏者番松平因幡守輝高寺社奉行を兼

右京亮とあらたむ。(日記)

宝暦二年四月七日 大坂城代酒井讃岐守忠用京所司代となり。

侍従に任ぜらる。奏者番兼寺社奉行松平因幡守輝高大坂

城代となり。従下の四位して右京大夫と称す。(日記)

宝暦六年五月七日 大坂城代松平右京大夫輝高京所司代となり

侍従に任ぜらる。奏者番兼寺社奉行井上河内守正経大坂

城代となり。従四位下に叙せらる。(日記)

宝暦八年十月十八日 京所司代松平右京大夫輝高宿老になる。

(日記)

宝暦十年五月六日 松平右京大夫輝高御位ゆづらせたまふ後、

大御所の御方につかへ奉るべしと命ぜらる。(日記)

宝暦十一年八月三日 大御所附松平右京大夫輝高本城宿老の末

に列るべしと命ぜられ。(日記)

宝暦十一年十二月朔日 松平右京大夫輝高宿老となる。

安永八年十二月十五日 宿老松平右京大夫輝高に一万石の地加

へられ。実禄八万二千石となる。(日記)

天明元年九月廿七日 きこの夜の夜宿老松平右京大夫輝高卒しけ

れば。音楽を停廃せらるる事三日なり。(日記)

天明元年十一月十一日 故の老臣上野国高崎城主松平右京大夫

拜賜し、

宝曆六年八月九日 参内して竜顔を拝し、天盃を賜はる。：

宝曆八年十月十八日 老職にすすみ、

宝曆九年正月七日 井上河内守正経所司代となるにより

其事を奏せむがため京師にゆくの暇たまひ、御羽織をか  
づけらる。

宝曆十年五月六日 大御所家重に附属せられ、……

宝曆十一年 薨御により、

宝曆十一年八月三日 老中の末に列すべきむね台命をかうぶ  
り、……

宝曆十一年十二月朔日 老職となり、……

宝曆十三年二月九日 播磨国宍粟、加西、河内国茨田三郡の

うち一万余の地を越後国蒲原郡の旧領に復せらる。

……

安永(一七七九)八年十二月十五日 多年の激務を賞せられて上野国群馬

碓氷、緑埜の三郡のうちをいて一万石を加へられ、

すべて八万二千石を領す。……

天明元年九月二十三日 職を辞すといへどもゆるされず、心

ながく養生を加ふべきむね恩命をかうぶる。

天明元年九月二十五日 卒す。年五十七。…… 室は松平

伊豆守信祝が六女、卒す。継室は信祝が九女。

輝高が子右京亮輝和に。原封八万二千石を襲しめらる。

この輝高は。故の右京大夫輝規が子にて。元文元年十二月

十五日初見し。延享二年閏十二月十六日叙爵して佐渡守と

称し。後因幡守。右京亮にあらため。寛延二年二月九日父

輝規致仕の日家つぎて雁間詰となり。十二月十八日奏者の

事を奉はり。宝曆元年正月十五日寺社の奉行をかね。二年

四月七日大坂の城代命ぜられ。従四位下に叙し右京大夫と

称し。六年五月五日京の所司代にうつり侍従にのぼり。

八年十月十八日連署にすめられ。十年五月六日

大御所(家重)につけられて西城にうつり。十一年の夏

惇信院殿(家重)かくれさせ給ひし。八月三日宿老の

末座につらなり。おなじ十二月朔日ふたび連署のこと奉

はり。安永五年四月日光山供奉うけたまはり。

八年七月廿八日国用をつかさどるべしと命ぜられ。おなじ

十二月十五日 先朝の時より重職にありて。勤勞すくな

からずとて。封地一萬石を増給ひ。八万二千石となれり。

……ことし九月廿五日五十七歳にてうせぬなり。(日記

藩翰譜続編)

〔大阪編年史 第九卷〕

宝暦二年四月七日、大坂城代酒井忠用、京都所司代ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行松平輝高、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、

累代武鑑、藤井氏覚書)

〔大阪編年史 第十卷〕

宝暦六年五月七日、大坂城代松平輝高、所司代ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行井上正経、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、

累代武鑑、藤井氏覚書)

33

井上 正賢まさたか

宝暦一申八月十五日

御奏者番

井上河内守(正賢)

宝暦三酉三月廿八日

寺社奉行〔兼〕

井上河内守(正賢)

宝暦六子五月七日

大坂御城代 被任四品

井上河内守(正賢)

同 八寅十一月廿八日

卒 \*

宝暦八寅十一月廿八日

京都所司代、被任侍従

井上河内守(利容)とよむ

宝暦十辰十二月三日

加判列ノ老中

侍従

井上河内守(利容)

同 十三未三月十三日

辞

\*大坂城代の項に宝暦八寅十一月廿八日「卒」とあるのは誤り。

〔寛政重修諸家譜〕

享保十年 笠間に生る。河内守正之が長子。母は稲葉氏。

元文二年四月十五日 はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁す。

(時に十三歳)

元文二年十一月十一日 遺領を継、……

〔徳川実紀〕正経

宝暦一年八月十五日 井上河内守正経奏者番となる。(日記)

宝暦三年三月廿八日 奏者番井上河内守正経 寺社奉行をかね

(日記)

宝暦六年五月七日 大坂城代松平右京大夫輝高所司代となり。

元文四年十二月十六日 従五位下河内守に叙任し、

寛保二年六月二十三日はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。  
延享四年三月十九日 常陸国の領知をあらためて、陸奥国

菊多、磐城、伊達四郡のうちにつつされ、磐城平城を

たまふ。

宝曆二年八月十五日 奏者番となり、

宝曆三年三月二十八日 寺社奉行をかぬ。

宝曆六年五月七日 大坂の城代にすすみ、従四位下へのぼる。

宝曆六年五月十六日 封地を撰津国西成、島下、河内国洪川、

丹北、石川、古市、播磨国加西、赤穂、多可、美囊、加東、

近江国蒲生、野洲十三郡のうちにつつさる。

宝曆六年七月朔日 大坂にゆくのいとま申のとき、青江長次

の御刀をよび時服二十領馬一疋をたまひ、凌明院（家世）殿より

時服五領、御簾中（閑院五十宮倫子）より縮緬五巻を

たまふ。

宝曆八年十月四日 めされて江戸にまいるの中途にして、

……、参府して潜居するところ、

宝曆八年十一月十九日 ゆるさる。

宝曆八年十一月二十八日 所司代に補せられ、侍従にすすむ。

宝曆八年十二月二十七日 撰津河内播磨及び近江国野洲郡の

領知をあらためて、遠江国敷知、長上、豊田、引佐、亀玉、山

名、近江国蒲生、坂田八郡のうちにつつされ、遠江国浜松城

をたまふ。

侍従に任ぜらる。奏者番兼寺社奉行井上河内守正経大坂城代

となり従四位下に叙せらる。奏者番阿部伊予守正右には寺社

奉行かぬべきむね命ぜらる。（日記）

宝曆八年十一月廿八日 大坂城代井上河内守正経京所司代になり

侍従に任じ、寺社奉行青山因幡守忠朝大坂城代になり従四位

下へのぼり。（日記）

宝曆十年十二月三日 所司代井上河内守正経宿老となり。奏者番

兼寺社奉行阿部伊予守正右所司代に陞り。従四位下の侍従と

なる。奏者番太田撰津守資俊寺社の奉行をかぬ。（日記）

宝曆十一年正月十五日 京所司代阿部伊予守正右のいとま下され

盛光の御刀を御手づから賜はり、黄金、時服、羽織、御馬を

も賜ふ。井上河内守正経は所司代引渡のいとま賜はり、御手

づから羽織を下さる。（日記）

宝曆十三年二月四日 井上河内守正経痔疾を憂ひ。職辞すといへ

共免されず。年いまだ老たるにもあらず。よく病養ひ職奉る

べしとなり。

宝曆十三年三月十三日 奏者番兼寺社奉行井上河内守正経病もて

職辞する事存なり。よりてやむことを得ず。その請ところを

免し給ひて、雁の間に同公すべしと命ぜらる。しかしながら

座班は。猶本多伯耆守正珍が上に就べしとなり。（日記）

明和三年七月十六日 遠江国浜松城主井上大和守正経が子鉄之進

正定に。遺領六万石をつがしめらる。

この正経は。故の河内守正之が子にて。元文二年四月十五日



宝曆九年正月七日、いとま申のとき、……

宝曆十年十二月三日、老職にすすみ、

宝曆十一年正月十五日、阿部伊予守正右所司代となるにより、

その事を奏せむがため京師におもむく。……

宝曆十三年二月四日、やまひにより職を辞すといへどもゆる

されず。

宝曆十三年三月十三日、ふたたびこひ申すにより職をゆるさ

る。このとき雁間に候し、本多伯耆守正珍が上に列し、

朔望佳節は西湖間の縁類にをいて拜謁すべきむねおほせ

をかうぶる。

宝曆十三年三月二十三日、大和守にあらたむ。

明和三年五月二十九日、上使いもてやまひをとほせ賜ひ、

明和三年五月晦日、卒す。年四十二。……室は仙石信濃守

政房が女。

〔大阪編年史 第十卷〕

宝曆六年五月七日、大坂城代松平輝高、所司代二転ジ、奏者番兼寺社奉行井上正経、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代

武鑑、藤井氏覚書)

宝曆七年八月十四日、大坂町奉行細井勝為・桜井政甫ヲ江戸ニ召喚シ、堺奉行池田正倫ヲシテ大坂町奉行ヲ兼ネシム。(諸船御仕

置書一件写、町触頭書、藤井氏覚書)

宝曆七年八月二十七日、大坂町奉行細井勝為・桜井政甫、私曲アルノ故ヲ以テ逼塞ヲ命ゼラル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代

武鑑)

はじめて見え奉り。十一月十一日父の家つぎ。四年十二月十六日叙職して河内守と称し。後大和守に改む。延享四年三月十九日常陸国笠間城より陸奥国磐城平にうつり。宝曆二年八月十五日奏者の事を奉はり。三年三月廿八日寺社奉行をかね。六年五月七日大坂城代となりて従四位下に叙す。領地ほど遠ければとて。摂津。河内。播磨。近江四ヶ國のうちにて。便宜の地にかへたまはる。八年十一月廿八日所司代に補せられ。侍従にすすみ。十二月廿七日今の城地をたまひ。十年十二月三日老職にうつり。十三年三月十三日病により職をとき。ことし五月三十日四十二歳にて卒す。(日記、藩翰譜続編)

宝曆七年九月六日、目付岡部元良・浦賀奉行興津忠通、大坂町奉行トナル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)  
宝曆八年十一月二十八日、大坂城代井上正経、所司代二転ジ、奏者番兼寺社奉行青山忠朝、之二代ル。(徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

34

青山 忠朝ただとも

延享元子七月朔日

御奏者番

寛延元辰八月三日

寺社奉行〔兼〕

宝曆八寅十一月廿八日

大坂御城代 被任四品

同 十辰七月十五日

卒

青山伯耆守(忠朝)

青山因幡守(忠朝)

青山因幡守(忠朝)

〔寛政重修諸家譜〕

宝永五年(一七〇八) 生る。青山播磨守幸督が二男、母は角田氏。

享保十年九月朔日(一七五五) はじめて有徳院殿に拜謁し、

享保十五年七月 青山因幡守俊春が終に臨て養子となり、

享保十五年九月十一日 遺領を継、

享保十五年十二月十八日 従五位下伯耆守に叙任し、

享保十六年五月二十七日 初めて城地にゆくのをいとまを

たまふ。

延享元年七月朔日 奏者番となり、

延享三年十月二十五日 因幡守にあらたむ。

寛延元年八月三日より 寺社奉行を兼。

この日丹波国亀山をあらため同国篠山城をたまはり、

〔徳川実紀〕

享保十年九月朔日 青山大膳亮幸秀が弟刑部忠朝初見す(日記)

享保十五年九月十一日 丹波国亀山の城主青山因幡守俊春遺領

五万石を、其養子刑部忠朝につがしめ雁の間詰を仰付らる。

(日記、藩翰譜統編)

享保十五年十二月十八日 従五位下に叙するもの十九人。青山

刑部忠朝は伯耆守。……となり。(日記)

延享元年七月朔日 青山伯耆守忠朝。牧野因幡守明成は奏者番

となる。(日記)

寛延元年八月三日 奏者番青山因幡守忠朝寺社奉行をかぬ。

(日記)

宝曆八年十一月廿八日 大坂城代井上河内守正経京所司代にな

多紀、桑田、摂津国武庫三郡のうちを領す。……  
宝曆八年十一月二十八日 大坂の城代に転じ、從四位下に昇る。

り侍從に任じ。寺社奉行青山因幡守忠朝大坂城代になり從四位下にのぼり。(日記)

宝曆九年正月二十八日 いとま申のとき、備前師光の御刀を

たまひ、及び馬をひかる。浚明院殿(家治)ならびに

御簾中(家治室閑院五十宮倫子)よりも物を賜ふ。

宝曆十年 病にかかるにより

宝曆十年七月 奉書もてとはせらる。

宝曆十年七月十五日 大坂にをいて卒す。年五十三。……

室は榊原式部大輔政邦が女。

〔大阪編年史 第十卷〕

宝曆八年十一月二十八日、大坂城代井上正経、所司代ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行青山忠朝、之二代ル。(徳川実紀、累代武鑑、藤井氏

覚書)

宝曆十年七月十五日、大坂城代青山忠朝卒ス。(累代武鑑、藤井氏覚書)

35 松平

康福

寛延二巳十二月十八日

御奏者番

松平周防守(康福)

宝曆九卯正月十五日

寺社奉行〔兼〕

松平周防守(康福)

同 十辰八月十五日

辞、后大坂御城代

宝曆十辰八月十五日

大坂御城代 被任四品

松平周防守(康福)

宝曆十二丑十二月九日

西丸老中 被任侍從

(四品)

松平周防守(康福)

同十三未十二月十一日

御本丸御人少二付月番加判兼帯、

西丸江八月次間一兩度可罷出旨、

月番之節ハ御本丸非番之老中西丸御用

可相勤候

加判列

一万石御加増

御役御免

同十四酉五月朔日

天明五巳正月廿九日

同 八申四月三日

〔寛政重修諸家譜〕

享保四年 生る。松平(松井)周防守康豊が長男、母は某氏。

氏。

享保十五年八月二十五日 嫡子となる。

元文元年二月八日 遺跡を繼、

元文元年二月十五日 襲封を謝したてまつり、はじめて

有徳院殿(吉窓)に拜謁す。……

元文元年十二月十六日 従五位下周防守に叙任す。

元文二年六月十九日 はじめて領地に行のいとまをたまふ。

寛延二年十二月十八日 奏者番となり、

宝曆九年正月十五日 寺社奉行をかぬ。

この日浜田をあらためて下総国古河にうつさる。

宝曆十年八月十五日 大坂の城代にうつり、従四位下に昇る。

宝曆十年十月二十八日 いとま申の時、盛重の御刀をよび

時服二十領、馬一疋を賜ひ、大御所(家重)より時服

五領、御台所(閑院宮倫子)より縮緬五巻をたまはる。

宝曆十二年九月晦日 古河を転じて三河国岡崎にうつさる。

〔徳川実紀・統徳川実紀〕

元文元年二月八日 石見国浜田の城主松平周防守康豊遺領五万

四百四拾二石を。其子団之助康福に襲しむ。(日記、藩翰

譜続編)

元文元年十二月十六日 諸大夫となるもの十九人。松平団之助

康福は周防守。……となり。(日記)

元文二年六月十九日 就封の暇給はる者三十六人。…… 松平

周防守康福。……ははじめてなり。(日記)

寛延二年十二月十八日 松平因幡守輝高。松平周防守康福。

黒田大和守直純奏者番となり。(日記)

宝曆九年正月十五日 奏者番松平周防守康福寺社奉行をかねし

められ。石見国浜田より封をうつして下総国古河城主とな

る。本多中務大輔忠敏これにかはる。

宝曆十年八月十五日 奏者番松平周防守康福大坂城代となり。

従四位下に叙せらる。松平和泉守乗佑は奏者番より寺社奉

行をかぬ。(日記)

宝曆十年十月二十八日 大坂城代松平周防守康福赴任のいとま

……

宝曆十二年十二月九日 西城の老職となり、

宝曆十二年十二月二十一日 侍従にすすむ。……

宝曆十三年十二月十一日 本城の務をまかねうけたまはり、

奉書に加判すべき旨仰をかうぶる。

明和元年五月朔日 老職に列し、……

安永六年十月十九日 久世出雲守広明所司代となるにより、

其事を奏せんがため京師に赴くとき……

天明五年正月二十九日 多年の勤勞を賞せられ、石見国鹿足、

美濃、那賀、邑智、三河国幡豆、伊豆国加茂、君沢七郡の内

にをいて一万石を加増せらる。

天明六年十一月二十八日 御代かはらせたまひ、營中の作法

をよび本城西城諸司職務の事を沙汰せしにより、備前

貞近の御刀をたまふ。

天明六年十二月二十六日 伊豆国君沢郡の領地をあらためて

相模国高座、三浦、大住、三河国幡豆四郡のうちのうち

さる。

天明八年四月三日 職をゆるされ、帝鑑間に候し、朔望参賀

は御黒書院、五節句には御白書院にをいて拝謁すべき旨

仰をかうぶる。

寛政元年二月八日 病あつきのむねきこしめされ、上使を

もつてたづねさせたまふ。

是日卒す。年七十一。…… 室は土岐丹後守頼稔が女。

給ひ。御黒印をさづけられ。盛重の御刀。馬一疋時服二十  
を下さる。(日記)

宝曆十二年九月晦日 松平周防守康福下総国古河城より三河国

岡崎城にうつり。(日記、藩翰譜統編)

宝曆十二年十二月九日 大坂城代松平周防守康福 若君の

宰相に陞る。阿部飛騨守正允は康福に代りて坂職となり。

(日記)

宝曆十三年十二月十一日 若君の宿老松平周防守康福本城宿老

を兼。直月連署の事奉はるべしと命ぜらる。(日記)

宝曆十四西五月朔日 若君の宿老松平周防守康福本城の宿老と

なり。京所司代阿部伊予守正右これにかはる。

天明五年正月廿九日 宿老松平周防守康福。田沼主殿頭意次に

おのおの一萬石を増封ありて。康福は六萬四百石となり。

意次は五萬七千石となる。(日記)

天明八申四月三日 宿老松平周防守康福職ゆるされて帝鑑の間

にかへさる。

寛政元年二月八日 使番石河甚太郎政央御使して。松平周防守

康福が病を問せらる。

寛政元年四月九日 石見国浜田の城主松平周防守康福卒せしか

ば。其請を允され。養子左京亮康定に五萬四百四十二石余

をつがしむ。

此康福。幼名弥三郎又団之助といふ。享保十五年八月廿五

日嗣子に定られ。元文元年の二月八日家つぎ。其月十五日

〔大阪編年史 第十卷〕

宝曆十年八月十五日、奏者番兼寺社奉行松平康福、大坂城代トナル。(徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)  
宝曆十二年十二月九日、大坂城代松平康福、若年寄ニ転ジ、阿部正允、之ニ代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

36 阿部 正允まさあき

御詰

宝曆十二丑十二月九日 大坂御城代 被任四品

明和元申六月廿一日 所司代 被任侍従

明和六丑八月十八日 西丸老中

安永八亥二月 大納言様薨御ニ付

同 四月十六日 御本丸老中末席

同 九子七月六日

同 年同月廿四日卒

加判列

阿部飛驒守(正允)

阿部飛驒守(正允)

(侍従)阿部飛驒守(豊後守 正允)

有徳院殿を拜し奉り。其冬十二月十六日従五の下して周防守に任じ。寛延二年十二月十八日奏者の事奉はり。宝曆九年正月十五日寺社の奉行を兼ね。石見国浜田より下総国古河の城に移り。同十年八月十五日大坂城代となり四位に叙し。同じ十二年九月三十日三河国岡崎の城に転換し。其年十二月九日西城の宿老となり。其十二月十一日侍従に進み。明和元年五月一日本城に移り。同じ六年十一月十八日再び石見国浜田にうつり。天明五年正月十九日一万石加恩あり。同じ八年四月三日職を辞し此年二月八日卒せり。年七十一。

〔寛政重修諸家譜〕

享保元年 生る。阿部美濃守正晴が長男、母は遠山和泉守

友春が女。

享保十五年十月五日 正晴が遺跡を継(時に十五歳)

享保十八年七月二十三日 正番が養子となる。このとき先の

采地はおさめらる。

享保十八年七月二十八日 はじめて有徳院殿(吉宗)に拝謁

す。

享保十八年十二月十八日 従五位下能登守に叙任す。

享保二十年五月二十三日 飛騨守にあらたむ。……

寛延元年七月二十九日 封を襲、

寛延元年九月朔日 はじめて封地に行のいとまを賜ふ。

寛延二年七月二十三日 奏者番に列し、

宝曆九年十二月七日 従四位下に昇り、奏者番をゆるさる。

……

宝曆十二年十二月九日 大坂の城代となり、

宝曆十三年二月十五日 暇申のとき、凌明院殿(家治)の御前

にめされ、波平安重の御刀をよび時服二十領馬一疋をた

まひ、御台所(閑院五十宮倫子)よりも巻絹をたまふ。

明和元年六月二十一日 所司代に補せられ、侍従にすすむ。

明和元年七月二十八日 京師に行のいとまをたまふ。……

明和元年八月二十七日 参内し、竜顔を押し天盃をたまふ。

明和六年八月朔日 江戸に参るのいとま申のときも参内し、

〔徳川実紀〕

享保十八年七月廿三日 阿部豊後守正番子なきをもて。支族

寄合帯刀正允をやしなふことをゆるされ。正允が采邑五千

石は収公せらる。(日記)

享保十八年七月廿八日 阿部豊後守正番が養子帯刀正允。……

初見し奉る。(日記)

享保十八年十二月十八日 諸大夫になるもの二十五人。……

阿部豊後守正番が養子帯刀正允は能登守。……とあらたむ。

(日記)

寛延元年七月廿九日 武蔵国忍城主阿部豊後守正番退休し。

その子に所領十萬石を襲しむ。(日記、藩翰譜続編、

家譜)

寛延元年九月朔日 阿部飛騨守正允初て就封の暇給はる(日記)

寛延二年七月廿三日 本多兵庫頭忠英、阿部飛騨守正允奏者番

となり。忠英は寺社奉行をかぬ。

宝曆九年十二月七日 大久保出羽守忠興、阿部飛騨守正允共に

従四位下にのぼり。奏者の事ゆるされ雁間詰にかへる。

宝曆十二年十二月九日 大坂城代松平周防守康福 若君の宰

相に陞る。阿部飛騨守正允は康福に代りて坂職となり。

(日記)

明和元年六月廿一日 大坂城代阿部飛騨守正允京所司代となり。

侍従に任ぜらる。寺社奉行松平乗佑大坂城代となり。従下

の四位に叙し。封うつされて三河国西尾の城主となる。

明和六年八月十六日 西城老職にすすみ、是日豊後守にあらたむ。

明和六年十一月十五日 先に土井大炊頭利里、所司代となるにより、其事を奏せんがため京師に行のいとま申のとき

安永八年四月十六日 向後本城に候し、老職の末に列すべき

旨仰をかうぶる。

安永九年七月六日 老職となり、奉書に加判すべきむね

仰をかうぶる。

安永九年十一月二十四日 卒す。年六十五。……室は井伊

掃部頭直定が養女。

(日記。年表)

明和六年八月十八日 所司代阿部飛驒守正允西城の宿老となり豊後守とあらたむ。(日記)

安永八年四月十六日 阿部飛驒守正允は本城宿老の末班命ぜられ。(日記)

安永九子七月六日 阿部豊後守正允連署に加へらる。これ豊後守正允もと。西城の宿老たりしが。去年かくれさせ給ひしのちは。しばし本城老臣の末班たりしをもて。けふさらに

仰かうぶりしなり。(日記)

安永九年十二月廿七日 故の宰臣武蔵国忍城主阿部豊後守正允が子能登守正敏に。原封十万石を襲しめらる。

此正允。実は支族故の美濃守正晴が子にて。一たび父の家

つぎしが。享保十八年七月廿三日故の豊後守正喬に養はれ

て嗣子となりしかば。をのが所領は公に返し収め。同じ月

廿八日さらに初見の礼をとり。其とし十二月十八日叙爵し

て能登守と称し。同二十年五月廿三日飛驒守にあらため。

寛延元年七月廿九日家つぎて。雁の間詰に加はり。同き

二年七月廿三日奏者番となり。宝暦九年十二月七日従四位

下に叙し。奏者の事をばゆるされぬ。十二年十二月九日

大坂の城代に擢られ。明和元年六月廿一日京都の所司代に

うつり侍従となり。同じき六年八月十六日西城の宿老にの

ぼり豊後守と改め。安永八年二月 大納言殿(孝恭院殿

の御事)かくれさせ給ひてのち。本城老臣の末班を命ぜら



れ。ことし七月六日連署に加へられしが。いくほどもなく病にふし。六十五歳にて身まかれり(日記、藩翰譜続編)

〔大阪編年史 第十卷〕

宝暦十二年十二月九日、大坂城代松平康福、若年寄二転ジ、阿部正允、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)  
明和元年六月二十一日、大坂城代阿部正允、所司代二転ジ、奏者番兼寺社奉行松平乗祐、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、町  
触頭書、累代武鑑、藤井氏覚書)

37 松平 乗祐

宝暦十辰正月廿八日 御奏者番

同 年八月十五日 寺社奉行兼帯

明和元申六月廿二日\* 大坂御城代

明和元申六月廿一日 大坂御城代 被任四品

同 六丑九月四日 卒

松平和泉守(乗祐)

松平和泉守(乗祐)

松平和泉守(乗祐)

大坂城代就任の日が寺社奉行の項では明和元申六月「廿二日」、大坂城代の項では「廿一日」とある。実紀では「廿一日」とする。

〔寛政重修諸家譜〕乗祐のりすけ

正徳五年 亀山に生る。父左近将監乗邑が長子。母は柳瀬氏。

享保九年九月朔日 初めて有徳院殿(吉宗)に拝謁す(時に

十歳)。

享保十三年九月六日 雁間に候し、

〔徳川実紀〕

享保九年九月朔日 松平左近将監乗邑が子源次郎乗祐はじめ

て拝謁をたまふ。この時父乗邑に。乗祐生質もよろしく

喜悦すべしと。ねもころの命ありしとなり(日記、家譜)

享保十三年十二月廿一日 従五位下に叙するもの二十人。…

享保十三年九月十三日 持鐘二本を許さる。これ父が老職たるによりてなり。

享保十三年十二月二十一日 従五位下主水正に叙任す。

享保十五年七月十一日 和泉守にあらたむ。

元文二年五月二十二日 浚明院殿(家治)御誕生のとき、父

乗邑暮目を役し、乗佑矢取をつとめ……

延享二年十月十日 父乗邑御勘気かうぶり、本領六万石を乗佑に賜はりて家つがせらる。父が罪によりて拝謁をとどめられ、

められ、

延享二年閏十二月三日 許さる。

延享二年閏十二月五日 祇候の席を帝鑑間にかへされ、さき

さきの如く諸大夫の上首たり。

延享三年正月二十三日 佐倉を改めて、出羽国山形に移され、

村山郡の内及び常陸国新治、河内、下総国相馬三郡のうちを領す。

宝暦六年六月十二日 はじめて城地に行の暇をたまふ。

宝暦十年正月二十八日 奏者番となる。……

宝暦十年八月十五日 寺社奉行をかぬ。

是年 浚明院殿御授職により、先例によりて公家武家の所領

及び寺社領の御朱印を下さる。乗佑これを奉行し、……

明和元年六月二十一日 大坂の城代に移り従四位下に叙す。

この日封を三河国西尾にうつされ、越前国の内をもちあはせ領す。

明和元年九月十一日 大坂に赴く暇たまはり、備後正重の御

せ領す。

…松平左近将監乗邑が子源次郎乗佑は主水正。……と称す。(日記)

延享二年十月九日 宿老松平左近将監乗邑久しく權威をさし

はさむふるまひあるにより。……職ゆるされ出仕をとどめらる。(日記)

延享二年十月十日 宿老松平左近将監乗邑ことし 大御所

より賜はりし加恩の地を収公せられ。致仕を命ぜられ。邸宅をもめしあげらる。其子和泉守乗佑に原封六万石を

給はり。下総国佐倉の城主たらしめ。なほ御前をとどめらる。(日記、藩翰譜続編)

延享二年閏十二月五日 松平和泉守乗佑さきに父左近将監乗邑が御けしきかうぶりしにより。出仕とどめられてあり

けるが御ゆるしあり。先規のごとく帝鑑間の座班にありて。諸大夫の首座たるべしと仰くださる。(日記)

延享三年正月廿三日 堀田相模守正亮出羽国山形より下総国

佐倉の城にうつり。松平和泉守乗佑是にかはりて。佐倉より山形の城に移る。(日記)

宝暦十年正月廿八日 松平和泉守乗佑。土屋能登守篤直奏者

番となり。(日記)

宝暦十年八月十五日 松平和泉守乗佑は奏者番より寺社奉行

をかぬ。(日記)

明和元年六月廿一日 大坂城代阿部飛騨守正允京所司代とな

り。侍従に任ぜらる。寺社奉行松平和泉守乗佑大坂城代となり。従下の四位に叙し。封うつされて三河国西尾の

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

刀、時服二十領、馬一疋を賜ふ。

明和二年九月六日 越前国南条、丹生、坂井三郡の内の所領

一万石を、河内国石川、渋川、若江三郡のうちに移さる。

明和三年七月十九日 嫡子乗孝卒するによりて奉書もて弔

はせ給ひ、

明和六年九月四日大坂に於て卒す。年五十五。……室は土屋

但馬守陳直が女。

明和六年九月八日 乗佑が訃音いまだ江戸に達せざりけれ

ば、奉書を賜はりて病をとせたまふ。

〔大坂武鑑 明和新校〕

御城代 所司代格

四品 松平和泉守乗佑 明和元ヨリ

六万石 三州幡豆郡西尾

城主となる。……。大番頭丹羽和泉守氏栄大坂城定番と  
なり。(日記、年表)

明和六年九月廿四日 奏者番兼寺社奉行久世出雲守広明大坂

の城代となり。従四位下に叙せらる。(日記)

明和六年十月廿七日 大坂の城代三河国西尾城主松平和泉守

乗佑が子左衛門佐乘完に。遺領六万石を襲しめらる。

此乗佑は。もとの左近将監乗邑が子にて。享保九年九月

朔日初めて見え奉り。十三年十二月廿一日従五位下に叙

し主水正と称し。延享二年十月九日父の乗邑とがめ蒙り

て。明の日退休せしめられし時家をつぎ。しばし御前を

とどめられぬ。いくほどなく閏十二月三日ゆるされて。

十三日に襲封を謝し。三年正月廿三日封うつされて。

下総国佐倉より出羽国山形の城を給ふ。宝暦十年の正月

廿八日奏者番となり。やがて寺社奉行をかね。明和元年

六月廿一日大坂城代に擢られて。従四位下にのぼり。

三河国西尾の城にうつされ。大坂の城にありて。この

九月四日五十五歳にて身まかりぬ(日記、藩翰譜統編)

〔大阪編年史 第十卷〕

明和元年六月二十一日、大坂城代阿部正允、所司代ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行松平乗佑、之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、町

触頭書、累代武鑑、藤井氏覚書)

明和四年四月、堺奉行坂部明之謹慎中、大坂両町奉行ヲシテ其事ヲ行ハシム。(公務集)

明和六年九月四日、大坂城代松平乗佑卒ス。(寛政重修諸家譜、御触及口達、累代武鑑、藤井氏覚書)

宝曆十辰十二月十九日 御奏者番  
 明和二酉八月廿一日\* 寺社奉行兼帯  
 明和六丑九月廿八日 大坂御城代 被任四品  
 安永六酉九月十五日 所司代 被任侍從  
 天明元丑閏五月十一日\* 加判列 / 西丸老中  
 同年九月十八日 加判列、御本丸勤  
 同 五巳正月廿四日 卒

久世出雲守(広明)  
 久世出雲守(広明)  
 久世出雲守(広明)  
 久世出雲守(広明)  
 久世出雲守(広明)  
 (侍從)久世出雲守(大和守 広明)

奏者番および寺社奉行の項では、大坂町奉行就任を明和六丑九月「廿四日」、大坂城代寺社奉行の項では「廿八日」とする。寛政譜・実紀は「廿四日」とする。

京都所司代の項では、次の職を「加判列」とするが、老中の項では「西丸」と記す。したがって、九月十八日に本丸老中となる。

〔寛政重修諸家譜〕

享保十六年 生る。久世若狭守広武が長男、母は松平肥前守

忠根が女。

元文四年三月十八日 めされて淺明院殿（家譜）の御伽となる（時に九

歳）。

寛保三年七月九日 宗家久世讃岐守暉之が養子となり、

この日御伽をゆるさる。……

寛保三年七月二十八日 有徳院殿（吉恣）に拝謁し、

延享二年十月十八日 從五位下出雲守に叙任す。

寛延元年八月二十二日 封を襲。……

〔徳川実紀〕

元文四年三月十八日 …… 中奥小姓久世勝三郎広武が子

熊太郎広明。……ともに召出されて。 竹千代君伽衆

となる。（日記）

寛保三年七月九日 久世隠岐守暉之つぐ子なきをもて。支族

寄合若狭守広武が子熊太郎広明 大納言殿の御伽たり

しを。こひ奉るままに。養子の御ゆるしありて御伽をゆ

るさる。（日記）

寛保三年七月廿八日 久世隠岐守暉之が子熊太郎広明初見の

礼をとる。（日記）

宝曆元年八月十五日 (二七五) はじめて城地にゆくの暇をたまふ。

宝曆十年十二月十九日 奏者番となり、

明和二年八月二十一日より (二七五) 寺社奉行を兼ね。

明和六年九月二十四日 大坂の城代に転じ、この日従四位下に

昇る。十一月十五日陸奥、下野、常陸、下總四国の領地をよ

び関宿の城を収められ、河内美作両国のうちにつさる。

明和七年正月七日大坂にゆく暇たまふとき、相州廣次の御

刀をよび時服二十領馬一疋をたまふ。……

安永三年八月十三日美作国の封地をあらためて、旧領下野国都

賀、常陸国信太、筑波、下總国葛飾、猿嶋、相馬六郡のうち

うつされ、関宿城をたまひ、金五千兩をかし与へられる。

安永六年九月十五日所司代にすゝみ侍従となる。十月十九日

暇たまふのとき、定行の御刀をよび時服五領羽織一領黄金

二十枚馬一匹をたまはる。十一月二十五日参内し、龍顔を

拝し天盃を賜ひ、院参して御盃をたまふ。

天明元年九月十八日 (二七五) 老職となる。……

天明四年五月十五日 封内しばしば洪水せる事を聞きしめし、職

にあるの間下総常陸国等のうち二万石の地をあらため、伊

豆国加茂、君沢、田方、相模国三浦、武蔵国秩父五郡のうち

につさる。

天明五年正月二十四日 卒す。年五十五。…… 室は岡部

美濃守長著が女。

延享二年十月十八日 従五位下に叙するもの廿二人。……

久世隠岐守暉之が子熊太郎広明は出雲守。……とあらた

む。(日記)

寛延元年八月廿二日 下総国関宿の城主久世隠岐守之隠退

し。その子出雲守広明に所領五万八千石を襲しむ。

(日記、藩乾譜)

宝曆十年十二月十九日 久世出雲守広明。大岡兵庫頭忠喜

奏者番となる。(日記)

明和二年八月廿一日 奏者番兼寺社奉行飛騨守忠香 若君

の少老となり。奏者番久世出雲守広明寺社奉行をかね。

(日記)

明和六年九月廿四日 奏者番兼寺社奉行久世出雲守広明大坂

の城代となり。従四位下に叙せらる。(日記)

安永六年十月十九日 京の所司代久世出雲守広明赴任の暇下

され。御手づから左定行の御刀たまはる。松平周防守

康福は引渡命ぜられ。これも御手づから羽織をたまふ。

(日記)

天明元年閏五月十一日 京所司代久世出雲守広明西城宿老と

なり大和守とあらたむ。大坂城代牧野越中守貞長京所司

代となりて侍従に任ず。(日記)

天明五年正月廿一日 宿老久世出雲守広明病もて辞職ねぎけ

れど。なほゆるゆる撰生すべしと。近縁土井大炊頭利和

土井豊前守利国召して仰くださる。

天明五年正月廿三日 久世大和守広明病危篤のよしきこしめ

し。小納戸岡部河内守一徳御使してとせたまひ。味噌漬鯛を給はる。(日記)

天明五年正月廿四日 昨日宿老久世大和守広明が卒せしに

より。音楽を停廃せらるることけふよりして三日なり。

(日記)

天明五年正月廿四日 久世大和守広明の事により。高家。雁

間詰。菊間縁類詰。諸番頭。物頭。諸有司みな出仕して宿老に謁し。御けしきをうかがふ。その他国持を初め万石以上。宿老の邸に使用して伺ひ。在封せしは書簡もて伺へり。また日光門跡よりも使せらる。

この日久世隠岐守広敦がもとに。少老安藤対馬守信成御使して。香火の料銀三十枚をたまひ弔慰せらる。御部屋方よりもその執事もて香奠銀三枚を給はる。

天明五年三月十日 故宰臣下総国関宿城主久世大和守広明が

子隠岐守広敦に遺領五万八千石を襲せらる。

この広明。実は支族若狭守広武が長子にて。元文三年

三月廿日 惇信院殿の御伽となり。昵近し参らせしが

宗家故の讃岐守暉之とし老て子なかりしかば。寛保三年七月九日やしなはれて嗣となり。このとき御伽をゆるされぬ。かくておなじ月廿八日あらためて見参の礼をとる。

延享二年十月十八日叙爵して出雲守と称し。後に大和守とあらため。寛延元年八月廿二日家つぎて雁間詰となり。

〔大坂武鑑 〇〇新校〕

御城代 所司代格

雁間 六万三千石 四品

久世出雲守広明 明和六ヨリ

居城 総州 葛飾郡関宿

宝暦十年四月三日日光山 靈廟代拜の御使奉はり。  
十二月十八日奏者番となり。明和二年八月廿一日神社の  
奉行をかねしめらる。六年九月廿四日大坂の城代命ぜら  
れて四位にすすむ。安永六年九月十九日京都所司代に移  
り侍従となり。天明元年閏五月十一日西城宿老にのぼり  
その九月十一日内内の御旨ありて御馬を給ひ。いくほど  
なく本城の連署に加へられ。此正月廿三日五十五歳にて  
身まかりぬ。(日記、藩翰譜統編、家譜)

〔大阪編年史 第十卷〕

明和六年九月二十四日、奏者番兼寺社奉行久世広明、大坂城代トナル。(明和録、寛政重修諸家譜、徳川実紀、御触及口達、累代武鑑、

藤井氏覚書)

明和七年閏六月二十九日、城代ノ家臣ト称シ、金銭・器具ノ貸与ヲ求ムル者アラバ拒絶ス可キヲ令ス。(御触及口達、口達触頭書)  
明和七年十月二十三日、大坂城代ノ市内巡見ニ際シ、礼ヲ失スル勿ラシメ、又猥ニ帯刀者ヲ宿泊セシムルヲ禁ズ。(御触及口達、町

触頭書)

〔大阪編年史 第十一卷〕

安永六年九月十五日、大坂城代久世広明、京都所司代ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行牧野貞長、之ニ代ル。(徳川実紀、御触及口達、累代

武鑑、藤井氏覚書)

39

牧野

貞長 きたなが

宝暦九卯六月廿三日

御奏者番

明和六丑八月廿六日

寺社奉行兼

牧野越中守(貞長)

牧野越中守(貞長)

安永六酉九月十五日 大坂御城代 被任四品

天明元丑閏五月十一日 京都所司代

天明四辰五月十一日 加判列ノ老中

同 七未十二月四日 御勝手掛リ

寛政元酉十二月廿五日 御勝手掛リ御免

同 二戌二月二日 辞

牧野越中守(貞長)

牧野越中守(貞長)

(侍従) 牧野越中守(備後守 貞長)

〔寛政重修諸家譜〕

享保十六年生る。備後守貞通が三男。母は佐藤氏。

寛保元年十一月五日

嫡子となり、

延享二年八月十一日 はじめて有徳院殿(有徳院)に拜謁す(時に十五

歳)。

延享二年十月十八日 従五位下越中守に叙任し、

寛延二年十一月六日

遺領を継、

寛延二年十二月二十五日 美濃、近江、河内、丹波の領地

三万石を陸奥国磐前、田村、磐城三郡のうちにつさる。

宝曆六年六月十二日 はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。

宝曆九年六月二十三日 奏者番となり、

明和六年八月二十六日より寺社奉行をかめ。……

安永六年九月十五日 大坂の城代に補せられ従四位下に昇り、

安永六年十一月朔日 陸奥国の領地を転じて河内国丹南、

丹北、石川、洪川、茨田、和泉国日根、南、播磨国神東、

〔徳川実紀・統徳川実紀〕

延享二年八月十一日 牧野備後守貞通が子道五郎貞長。……

をはじめ初見二十四人。(日記)

延享二年十月十八日 従五位下に叙するもの廿二人。……

牧野備後守貞通が子道五郎貞長は越中守。……とあらた

む。(日記)

寛延二年十一月六日 故の所司代常陸国笠間城主牧野備後守

貞通が子越中守貞長に。原封八万石を襲かしむ(日記、

藩翰譜統編)

宝曆九年六月廿三日 牧野越中守貞長。土井大炊頭利里奏者

番を命ぜらる。(日記)

明和六年八月廿六日 奏者番牧野越中守貞長に寺社の奉行を

かねしむ。

安永六年九月十五日 大坂城代久世出雲守広明京所司代にう

つり。奏者番にて寺社の奉行かねたる牧野越中守貞長は



加東、加西、多可十一郡のうちにつさる。

安永七年正月七日 暇申の時、金行の御刀、及び時服二十領、

馬一疋を賜ひ、西城よりも時服五領をかづけられ、

安永七年十一月十三日 領地常陸国の内一万五千石の地を、

河内国石川、古市、播磨国加古、赤穂、美作国大庭五郡

の内にうつさる。

天明元年閏五月十一日 所司代に転じ、侍従にすすみ、

天明元年七月二日 暇たまふの時、相州正次の御刀、時服五

領、羽織一領、黄金二十枚、馬一疋を賜はる。

天明四年五月十一日 老職となり、

天明四年七月朔日 戸田因幡守忠寛所司代となり、其ことを

奏せむがため京都に赴くにより、御手づから御料の

御羽織をたまふ。

天明四年八月二十一日 さきにあらためられし河、播、作

三国の領地一万五千石を、常陸国茨城、河内、真壁三郡

の内にうつさる。 ……

天明七年六月十九日 備後守にあらため、 ……

寛政元年十二月二十五日 やまひをつけて職を辞すといへど

もゆるされず。この日国用を司ることをとどめらる。

寛政二年二月二日 職をゆるされ、雁間に復し、月次及び朝賀

のときは、西湖間の広縁に候して拝謁すべきむね恩命をか

うぶる。

寛政二年六月九日 河、泉、播三国の領知三万石を、陸奥国の旧

大坂城代となりて従四位下にのぼる。奏者番牧野豊前守  
惟成に寺社の奉行を兼しめられ。(日記)

天明元年閏五月十一日 京所司代久世出雲守広明西城宿老と

なり大和守とあらたむ。大坂城代牧野越中守貞長京所司

代となりて侍従に任ず。奏者番にて寺社奉行兼し土岐

美濃守定經大坂城代となりて四位に叙す。

天明四年五月十一日 京所司代牧野越中守貞長加判の列とな

り。大坂城代戸田因幡守忠寛京都の所司代となり。侍従

にすすみ。奏者番阿部能登守正敏大坂城代となる(日記)

天明七年六月十九日 宿老牧野越中守貞長は備後守。少老

太田備後守資愛は備中守と改称す。

寛政二年二月二日 宿老牧野越中守貞長病により。親族永井

伊賀守直旧して職ゆるされて雁の間詰となされ。水野

出羽守の上にあるべしと命ぜらる。

寛政四年三月廿一日常陸国笠間の城主牧野備後守貞長致仕

し。その子兵部貞喜にその所領八万石を継がしむ。

この貞長は。故の備後守貞通が三男にて。幼名は道五郎

といふ。兄の兵部忠敬は宗家民部少輔忠尚が家をつぎ。

次男富五郎貞隆は世を早うす。よて貞長世つぎとなり。

延享二年八月十一日はじめて謁見し、十月十八日叙爵し

て越中守と称し。寛延二年十一月六日家をつぎ。

宝曆九年六月廿三日奏者の事を奉はり。明和六年八月

廿六日寺社奉行を兼しめられ。

知にうつさる。

寛政三年七月二十二日 常陸国の封地九千石余を、同国茨城、

真壁の旧領に復さる。

寛政四年三月二十一日 致仕し、

寛政八年九月晦日 卒す。年六十六。……

乗佑が女。

室は松平和泉守

安永六年九月十五日大坂城代命ぜられ従四位下に叙し。

天明元年閏五月十一日に京都所司代に転じ侍従に任じ。

同四年五月十一日宿老に補せられ。天明七年六月十九日

備後守と改め。寛政二年二月二日願によりて職ゆるされ。

けふ病によりて致仕し。沢翁と改称。同じ八年九月晦日

六十七歳にして終りをよくす。

〔大阪編年史 第十一巻〕

安永六年九月十五日、大坂城代久世広明、京都所司代二転ジ、奏者番兼寺社奉行牧野貞長、之二代ル。(徳川実紀、御触及口達、累代

武鑑、藤井氏覚書)

天明元年閏五月十一日、大坂城代牧野貞長、京都所司代二転ジ、奏者番兼寺社奉行土岐定経之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、

御触及口達、累代武鑑、藤井氏覚書)

40 土岐 定経(定経)

宝曆十四甲二月十五日

明和元年六月廿一日

天明元丑・五月十一日

同 二寅八月 日

帝鑑之間席

御奏者番

寺社奉行兼

大坂御城代

卒

土岐美濃守(定経)

土岐美濃守(定経)

土岐美濃守(定経)

土岐美濃守(定経)

\*大坂城代の就任日は、天明元丑「閏」五月十一日である。

〔寛政重修諸家譜〕

享保<sup>(七五)</sup>十三年 田中に生る。丹後守頼稔が五男、母は某氏。

宝曆<sup>(七五)</sup>五年 兄伊予守頼熙が嗣となり、

宝曆五年五月十八日 遺領を継、

宝曆五年六月朔日 はじめて悼信院殿にまみえたてまつり、

宝曆五年八月十五日 はじめて封地にゆくの暇をたまふ。

宝曆五年十二月十八日 従五位下美濃守に叙任し、

明和<sup>(七六)</sup>元年二月十五日 奏者番となり、

明和元年六月二十一日より 寺社奉行をかぬ。……

天明元年閏五月十一日 大坂の城代となり、従四位下に昇る。

天明元年七月二十八日 暇申のとき備前国友の御刀、をよび

時服、馬等をたまふ。

天明二年八月二十日 かの地にをいて卒す。年五十五。……

〔徳川実紀〕

宝曆五年五月十八日 上野国沼田の城主土岐伊予守頼熙遺領

三万五千石を。弟頼母定経にたまふ(日記、藩翰譜統編)

宝曆五年八月十五日 就封十人。土岐頼母定経ははじめてな

り。(日記)

宝曆五年十二月十八日 従五位下に叙する者十三人。……

土岐頼母定経は美濃守。……と称し。(日記)

明和元年二月十五日 奏者番松平伊賀守忠順寺社奉行をかぬ

しめらる。板倉美濃守勝武。土岐美濃守定経奏者番とな

り。(日記)

明和元年六月廿一日 大坂城代阿部飛騨守正允京所司代と

なり。……。寺社奉行松平和泉守乗佑大坂城代となり。

……。また奏者番土岐美濃守定経寺社奉行となり。仙石

越前守政辰。戸田大炊頭忠言奏者番となり(日記、年表)

天明元年閏五月十一日 京所司代久世出雲守広明西城宿老と

なり大和守とあらたむ。大坂城代牧野越中守貞長京所司

代となり侍従に任ず。奏者番にて寺社奉行兼し土岐美

濃守定経大坂城代となり四位に叙す。(日記)

天明元年閏五月廿五日 京職牧野越中守貞長。坂職土岐美濃

守定経任所に赴くにより。各金一万両かし給ふ(日記)

天明元年七月二十八日 大坂城代土岐美濃守定経赴任のいと

まくだされ。時ふく廿。備前国国友の御刀。御馬そへて

給ひ。御黒印の令条をさづけらる。小姓組番頭岡野備中

〔大坂武鑑 天明元丑秋改〕

大坂御城代 所司代格  
二万五千石 四品  
土岐美濃守定経 天明元ヨリ  
居城 上州 利根郡沼田

守知既は引渡のいとま給はる。(日記)  
天明二年九月十日 奏者番兼寺社奉行戸田因幡守忠寛大坂の  
城代になりて。従四位下にすすむ。(日記)

〔大阪編年史 第十一卷〕

天明元年閏五月十一日、大坂城代牧野貞長、京都所司代ニ転ジ、奏者番兼寺社奉行土岐定経之二代ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、御触及口達、累代武鑑、藤井氏覚書)

〔大阪編年史 第十二卷〕

天明二年八月二十日、大坂城代土岐定経卒ス。(寛政重修諸家譜、御触及口達、累代武鑑、藤井氏覚書)